

桐 生 市

# 次世代育成支援行動計画

後期計画（平成22年度～平成26年度）



桐 生 市



## ■ ■ ■ は じ め に ■ ■ ■

全国的に少子・高齢化が進んでいる中で、桐生市は特にその傾向が顕著であり、明日を担う人材を育成することが、当市の将来にとって重要であると考え、「子育て都市桐生の実現」をめざし、子育て支援施策を推進しております。

次世代育成支援行動計画の前期計画に基づき、平成17年度から平成21年度まで、多方面からの子育て支援施策を推進してまいりました。

しかし、依然として少子化や核家族化が進展する中で、平成20年秋に世界的な経済不況から、雇用を始めとする生活基盤の問題等が、子育てに影響を与え、親の育児不安など様々な課題が表面化しております。

このたび、前期計画を評価・検証するとともに、市民ニーズ調査を行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を見据え、次世代育成支援行動計画の後期計画を作成いたしました。この計画は、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念として、多岐にわたる子育て支援事業の計画を盛り込みました。

今後も行政と市民が一丸となり、全力を傾注し子育てを応援してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のさらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画作成にあたり、アンケートにご協力いただきました市民の皆様や長期間にわたり、ご審議いただきました次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様並びに関係者各位に、心から感謝申し上げます。

平成22年3月

桐生市長 亀山 豊文





## 第1編 総論

第1章 後期行動計画作成にあたって	3
第1節 計画作成の趣旨	3
第2節 基本的な視点	4
第3節 基本理念	5
第4節 計画の位置づけ	5
第5節 計画期間における人口推移	6
第6節 計画の期間	6
第2章 桐生市の現状	7
第1節 人口動態	7
第2節 家庭環境	11
第3節 子育てに関する意識	12
第4節 子どもを取り巻く環境	14
第3章 前期行動計画の成果と課題	16

## 第2編 基本的な考え方

第1章 基本方針	29
第2章 基本目標	30
第3章 特定14事業における目標事業量の設定	32
第1節 定期的な保育に関わる事業	32
第2節 一時預かり型保育に関わる事業	38
第3節 その他の保育に関わる事業	43
第4章 具体施策及び目標	46
第1節 地域における子育ての支援	46
第2節 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進	58
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	68
第4節 子育てを支援する生活環境の整備	80
第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進	86
第6節 子どもなどの安全の確保	88
第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	92

## 第3編 計画を推進するための方策

第1章 地域社会の役割	103
第2章 計画の取組体制	104
第1節 取組方針	104
第2節 事業の進捗管理	104

## 参 考 資 料

1. 次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	107
2. 次世代育成支援対策地域協議会の委員名簿	109
3. 次世代育成支援対策推進委員会の設置及び運営に関する要綱	110
4. 次世代育成支援対策推進委員会委員名簿	111
5. 後期行動計画作成に伴う次世代育成支援対策地域協議会・ 推進委員会開催経過	112
6. 次世代育成支援対策地域協議会審議内容	113
7. 桐生市次世代育成支援後期行動計画に関するパブリックコメント 検討結果内容	117

# 第 1 編

## 総 論







## 第1章 後期行動計画作成にあたって

### 第1節 計画作成の趣旨

平成20年の全国の合計特殊出生率は「1.37」、群馬県は「1.40」でこれらの数値は低下傾向にあり、出生率が下がり続けることによって、経済活動の減退や年金問題等、今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されます。

これまで国や各自治体においては、少子化の流れを断ち切るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、10年間の時限立法により、地方自治体や常時雇用する労働者が300人を超える事業主及び特定事業主に対し、平成16年度中に、次世代育成支援前期行動計画（平成17年度～平成21年度）、同後期行動計画（平成22年度～26年度）の作成が義務づけられ、新たな少子化対策がスタートしました。

また、平成21年3月には「次世代育成支援対策推進法」が一部改正され、上記行動計画の作成について、常時雇用する労働者が100人を超える一般事業主へも平成23年4月1日から義務付けられます。

これまでも桐生市においては、平成12年度に作成した「がんばれ子育て 桐生の子ども未来プラン」（桐生市エンゼルプラン）や母子保健計画を統合し、次世代育成支援前期行動計画に基づき少子化対策・子育て支援について各事業を推進してきました。

後期行動計画を作成するにあたり、乳幼児（1,000件）、学齢児童（1,000件）の保護者を対象として「次世代育成支援に関するニーズ調査」を平成20年度中に実施し、計1,097世帯の人から回答を得ることができました。この結果や前期行動計画の成果と課題について、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ、社会・環境づくりを進めるためにどのようなことが必要か、住民、関係諸団体の代表者などで構成される次世代育成支援対策地域協議会や、関係各課で構成される次世代育成支援対策推進委員会で討議、検討を重ね、計画を取りまとめました。

今後、桐生市では当計画の推進に取り組み、各年度において事業の実施状況を確認し、住民・地域・事業者の皆さんと連携・協働し、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを目指します。



## 第2節 基本的な視点

本計画を作成する上での基本的な視点は、以下の9つです。

### ①子どもの視点

子育て支援サービスなどにより影響を受けるのは多くは子ども自身ですので、この計画を推進するにあたっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組みを行います。

### ②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

### ③サービス利用者の視点

核家族化の進行など、社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、この計画では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組みを進めます。

### ④社会全体による支援の視点

子育ての責任は父母その他の保護者にあるものですが、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

### ⑤仕事と生活の調和実現の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するために、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者と連携をしながら桐生市全体の運動として取組を進めます。

### ⑥すべての子どもと家庭への支援の視点

この計画では、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題をふまえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。



#### ⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

当地域においては子育てサークルなどの地域活動団体や社会福祉協議会、その他様々な団体など、主任児童委員、母子保健推進員等が活動するとともに、高齢者、障害者などに対するサービスを提供する民間事業者もあるほか、子育て支援などを通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効率的に活用する取組みを進めます。

#### ⑧サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上が必要です。このため、この計画ではサービスの質を評価し、向上させるといった観点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組みを進めます。

#### ⑨地域特性の視点

市内中心部と農山村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況など地域の特性は様々であるので、この計画では、各々の特性をふまえて主体的な取組みを進めます。

### 第3節 基本理念

当計画作成に当たっては、「がんばれ子育て桐生の子ども未来プラン」で掲げた「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」の基本理念を引き継ぎ、子育ての第一義的な責任は父母その他保護者が有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもたちの子育てを、社会全体で応援することを目標とします。

### 第4節 計画の位置づけ

当計画は、急速な少子化に適切に対応するための施策を総合的に推進するために制定された国の「次世代育成支援対策推進法」などの内容を踏まえ、今後の桐生市における少子化対策や子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となるものです。

当計画は、各施策の推進について関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいくことを示しています。また、少子化対策・子育て支援は、社会全体で解決する問題であるととらえ、事業主や子育て活動をしている団体をはじめとした住民一人一人が、行政と協働して計画を推進していくことを示しています。

## 第5節 計画期間における人口推移

当計画を実施する上で前提となる桐生市の将来人口は、国勢調査を用いたコーホート変化率法より算出すると、平成26年においては119,166人となります。

また0～12歳未満の児童数は、平成17年に比べ、2,922人の減少になるものと予測されます。

表-1 桐生市の将来人口

	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	128,037	125,494	124,039	122,371	120,855	119,166
0-6歳未満	5,882	5,017	4,841	4,755	4,658	4,490
6-12歳未満	6,895	6,459	6,283	5,898	5,597	5,365

※1：平成22年～26年は、国勢調査を用いたコーホート変化率法により算出した4月1日時点の推計人口

## 第6節 計画の期間

当計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応していくために、平成21年度までを前期実施計画期間として、計画の見直しを行いました。

平成22年度から平成26年度までを後期実施計画期間として平成21年度に計画を作成し、推進していきます。

また毎年、計画の実施状況を把握・点検した上で、進行管理を行っていきます。





## 第2章 桐生市の現状

### 第1節 人口動態

#### (1) 人口及び世帯の推移

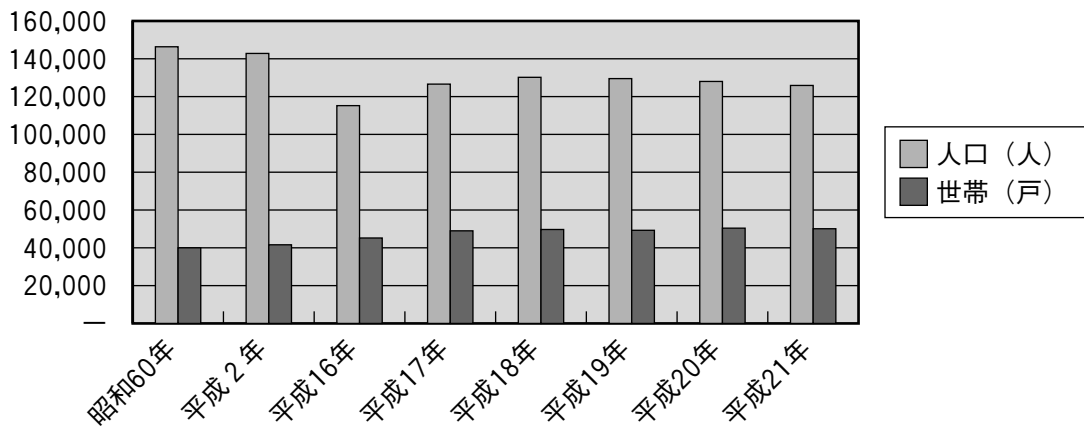
昭和60年から平成21年までの人口の推移をみると減少しています。昭和60年には、約14万7千人が居住していたものの、平成21年には約12万7千人にまで減少しています。また、世帯をみると、年々増加傾向にあります。

表-2 人口及び世帯数の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人口 (人)	147,065	142,987	114,324	128,037	129,749	128,478	127,002	126,785
世帯 (戸)	39,903	40,968	44,101	49,980	50,027	50,100	50,066	50,157

[住民基本台帳・外国人登録から]

図-1 人口及び世帯の推移

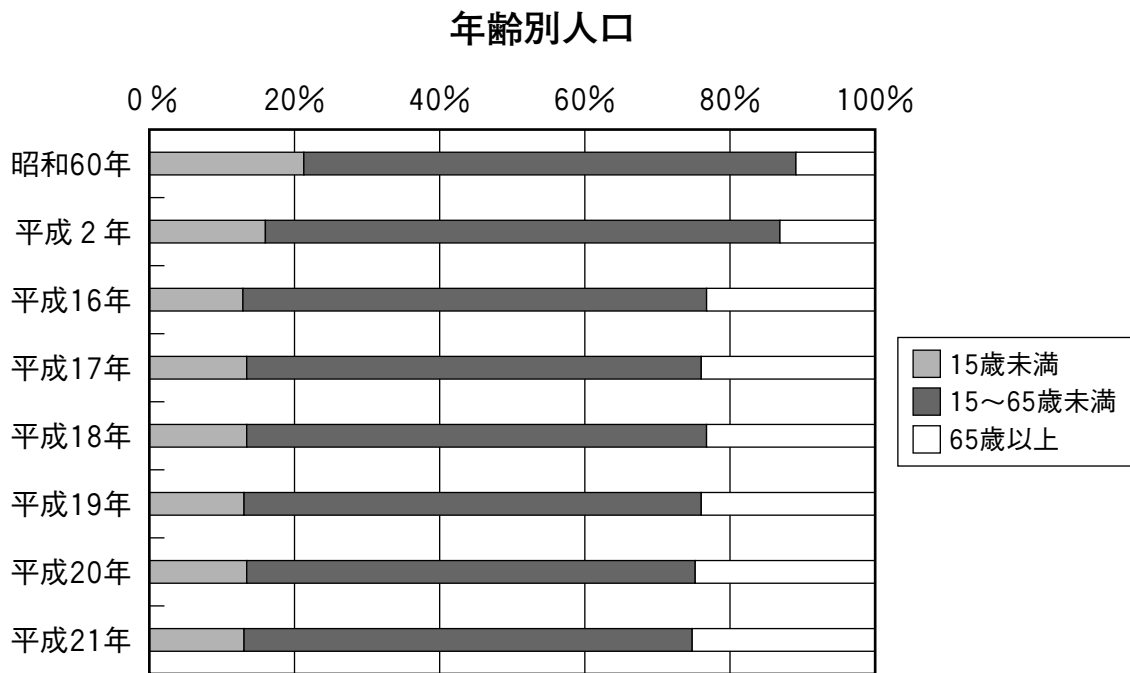


[住民基本台帳・外国人登録から]

(2) 年齢階級別構成

年齢階級別の構成をみると、15歳未満の人口割合が、昭和60年をピークに、年々減少傾向にあり、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。

図-2 年齢階級別人口



[住民基本台帳・外国人登録から]

表-3 年齢階級別構成

(単位：人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
15歳未満	26,670	20,432	14,265	16,309	16,464	16,035	15,761	15,443
15~65歳未満	88,160	88,755	73,110	80,226	82,616	80,681	78,935	77,078
65歳以上	13,880	15,842	26,949	31,502	32,061	32,937	33,684	34,406



## (3) 出生数

桐生市の出生率は、平成14年から減少傾向にはありますが、平成17年の合併に伴い、一時的に上昇します。

表-4 出生数の推移

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
出生数	829	794	751	789	805	781	823
出生率	7.3	7.1	6.8	6.2	6.4	6.2	6.7
人口	113,495	112,411	111,172	128,037	126,504	125,104	123,727

※出生率（人口千対）

[資料：群馬県健康福祉統計年報から]

図-3 出生率の推移

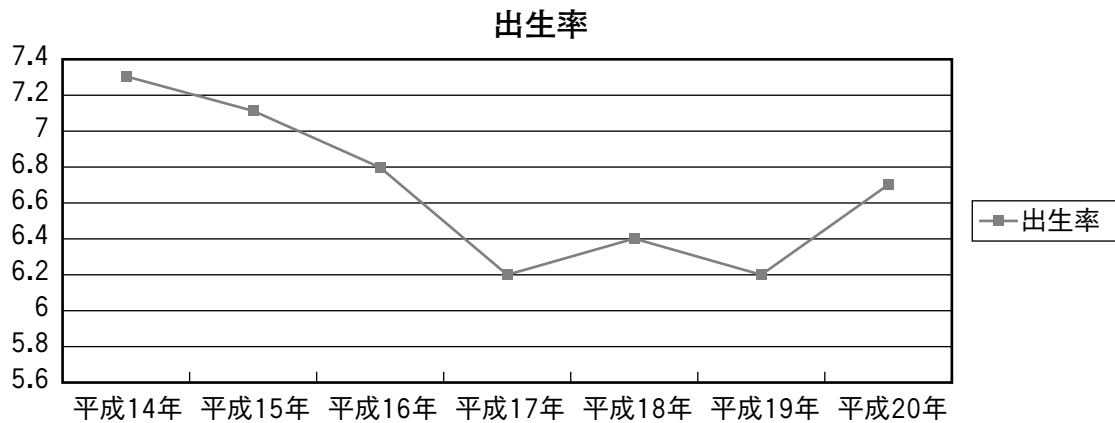


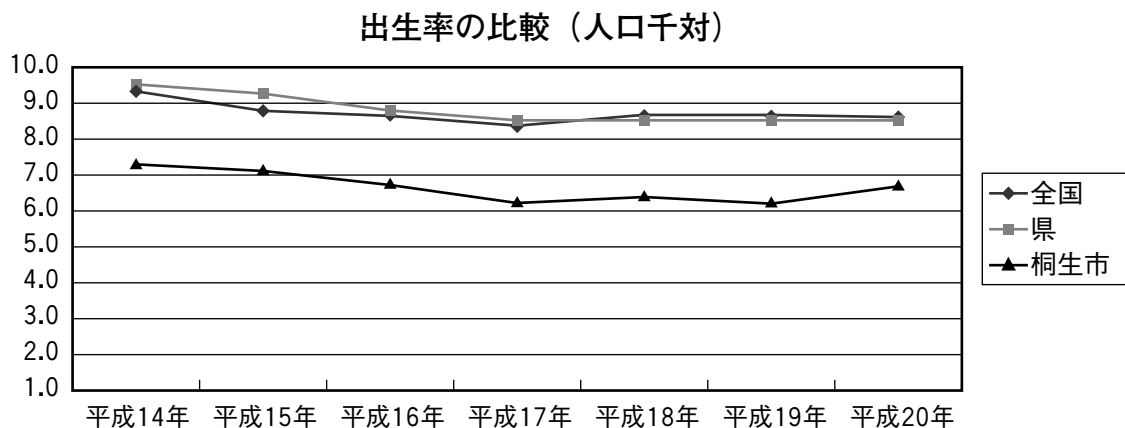
表-5 出生率の全国・県・桐生市比較

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全 国	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7
県	9.4	9.2	8.9	8.6	8.6	8.5	8.6
桐生市	7.3	7.1	6.8	6.2	6.4	6.2	6.7

※出生率（人口千対）

[資料：群馬県健康福祉統計年報から]

図-4 出生率の全国・県・桐生市比較



(4) 婚姻・離婚件数

桐生市の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数については、平成14年以降年々減少傾向ですが、平成17年の合併に伴い増加しますが、減少傾向にあります。

離婚件数については、平成14年から概ね横ばい傾向にあります。

表-6 桐生市における婚姻件数

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻件数	552	519	489	574	581	556	533
婚姻率	4.9	4.6	4.4	4.5	4.6	4.4	4.3
人 口	113,495	112,411	111,172	128,037	126,504	125,104	123,727

※婚姻率（人口千対）

[資料：群馬県健康福祉統計年報から]

図-5 桐生市における婚姻件数

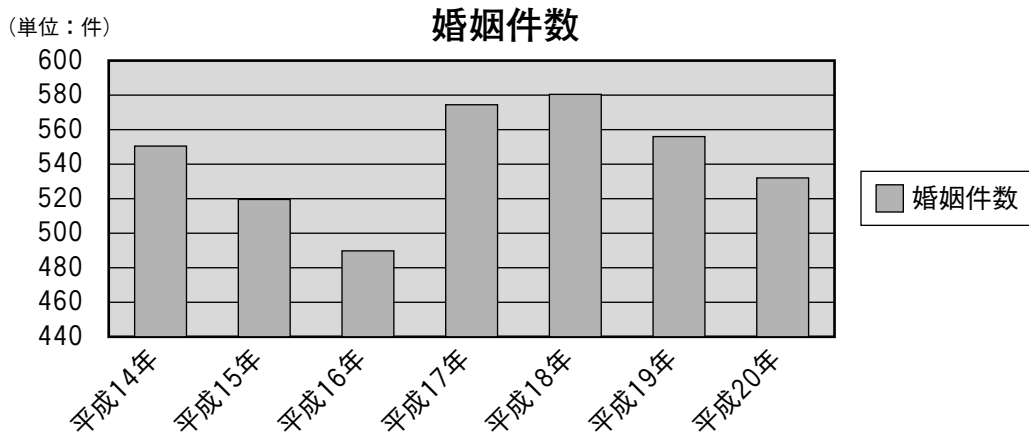


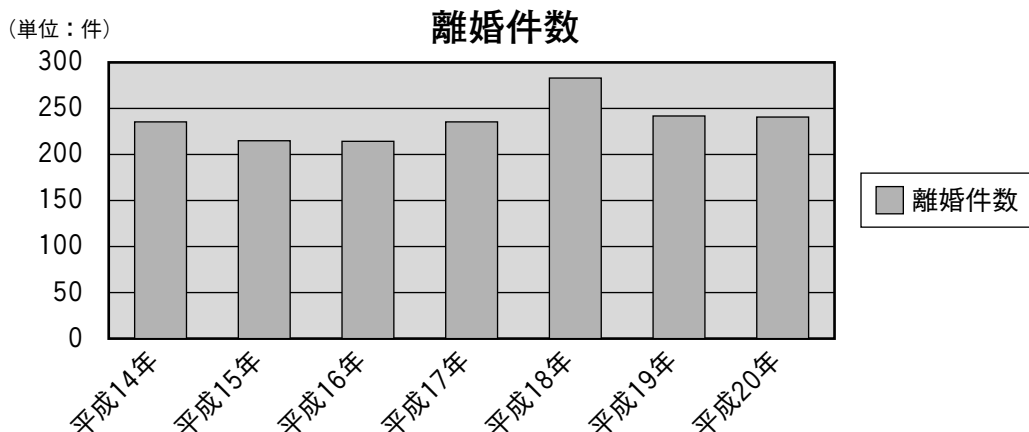
表-7 桐生市における離婚件数

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
離婚件数	233	212	214	235	281	244	243
離婚率	2.05	1.89	1.84	1.84	2.22	1.95	1.96
人 口	113,495	112,411	111,172	128,037	126,504	125,104	123,727

※離婚率（人口千対）

[資料：群馬県健康福祉統計年報から]

図-6 桐生市における離婚件数





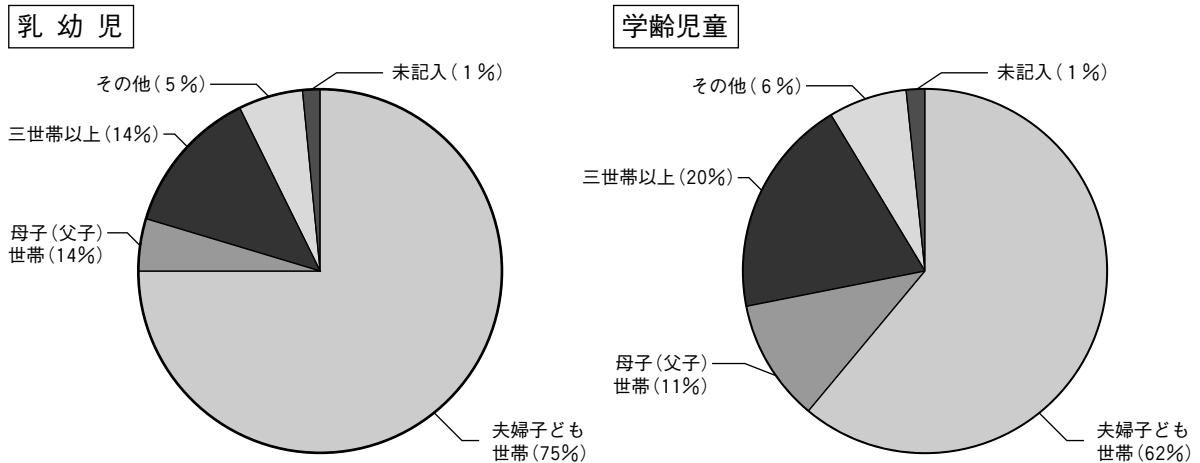


## 第2節 家庭環境

### (1) 世帯構成

子育て家庭の世帯構成をみると、「核家族」の割合が半数以上となっています。

図-7 世帯構成

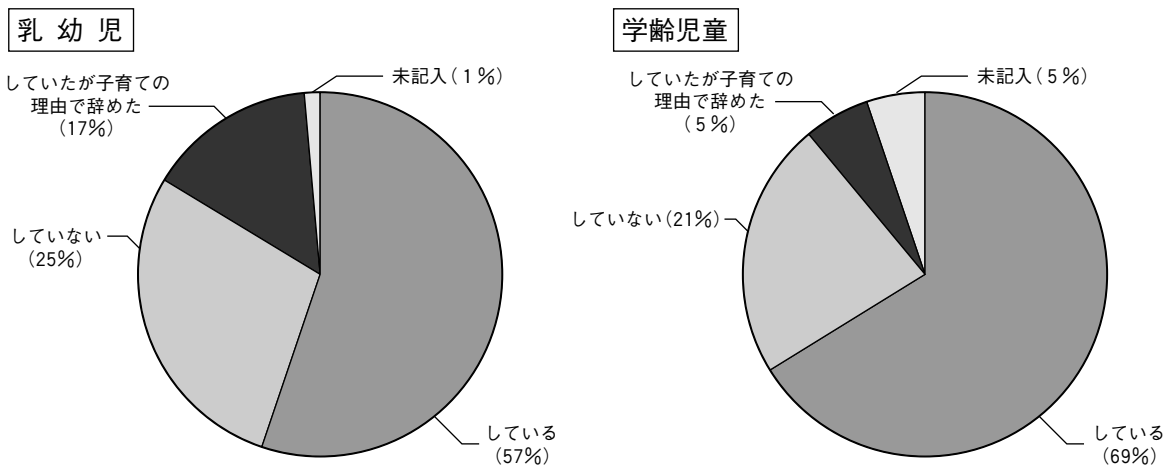


[次世代育成に関するニーズ調査結果から]

### (2) 母親の就労状況

母親の就労状況は、乳幼児保護者の56.7%が就労しておりますが、16.97%の保護者が子育てを理由に退職し、学齢児童保護者の就労は69.3%が就労となっております。

図-7 母親の勤労状況



[次世代育成に関するニーズ調査結果から]

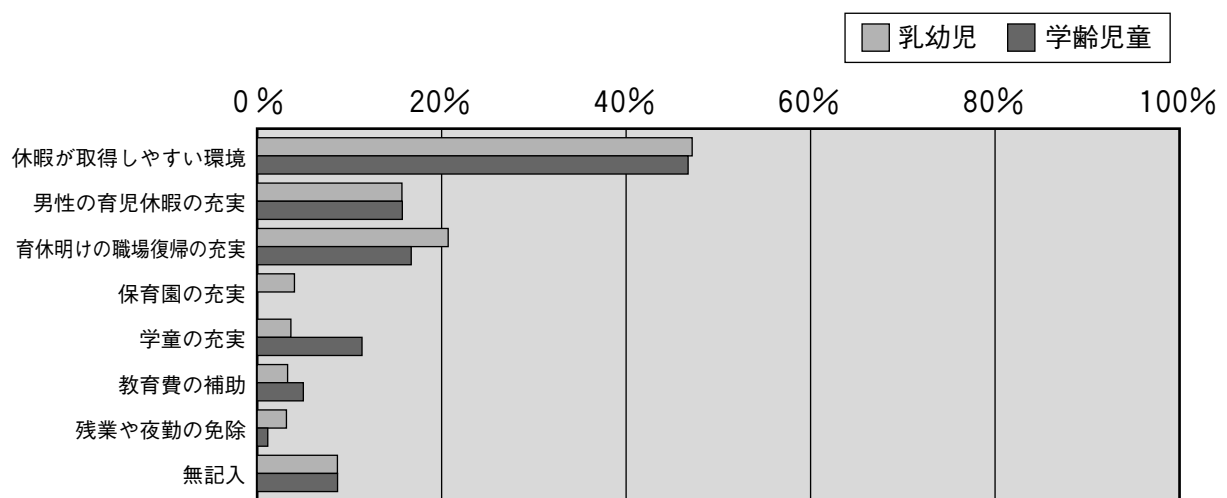
### 第3節 子育てに関する意識

#### (1) 仕事と子育てを両立する上で希望する職場環境

子育て家庭において保護者の就労率が高くなることによって、仕事と子育てを両立させることが問題点としてあげられます。

ニーズ調査結果では、休暇が取得しやすい環境が上位となっており、就労環境の整備が問題点であることが伺えます。

図-8 仕事と子育てを両立する上での希望する職場環境



[次世代育成に関するニーズ調査結果から]



(2) 子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安や負担について、乳幼児・学齢児童の保護者共、下記のような内容について不安を感じています。

- ・ 防犯対策
- ・ 犯罪の増加
- ・ 通学上の不安
- ・ 医療機関の充実（夜間・休日・小児科）
- ・ 経済的不安
- ・ 今後の教育費のこと
- ・ 暴走族対策
- ・ いじめや不登校
- ・ 育児全体的に不安
- ・ 急病や急用時の育児サポート不足
- ・ 身近な相談相手がいない



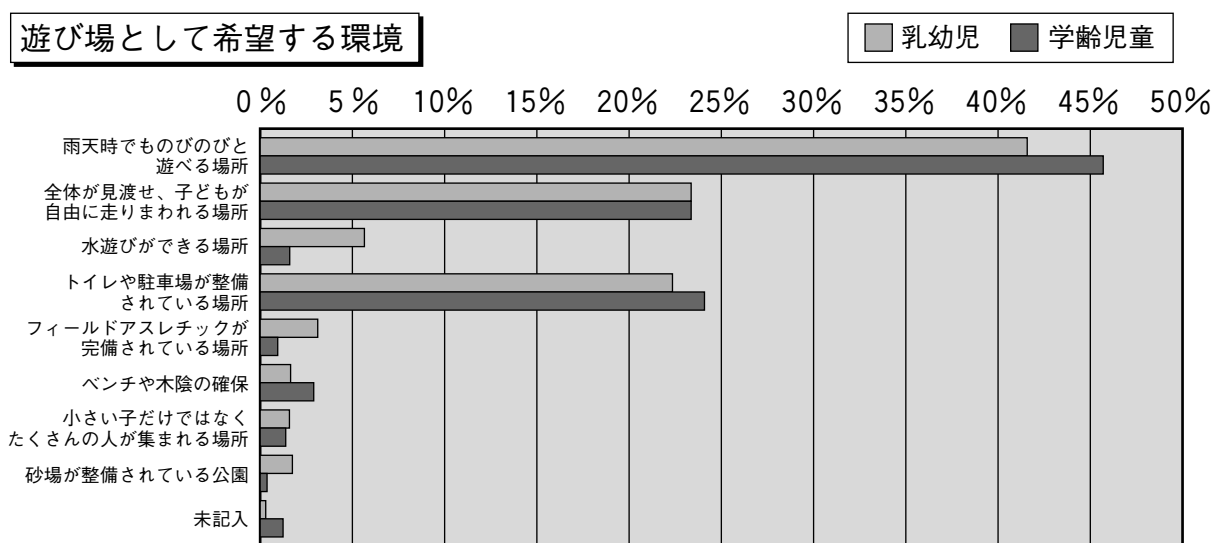
## 第4節 子どもを取り巻く環境

### (1) 子どもの遊び場

乳幼児の保護者・学齢児童の保護者共に、「雨の日でものびのびと遊べる場所」が最も高い割合を示しており、児童館等の設置が求められているものと考えられます。

またその他、「トイレや駐車場が整備されている場所」などが大きな割合であるところが特徴的です。

図-9 遊び場として希望する環境



[次世代育成に関するニーズ調査結果から]

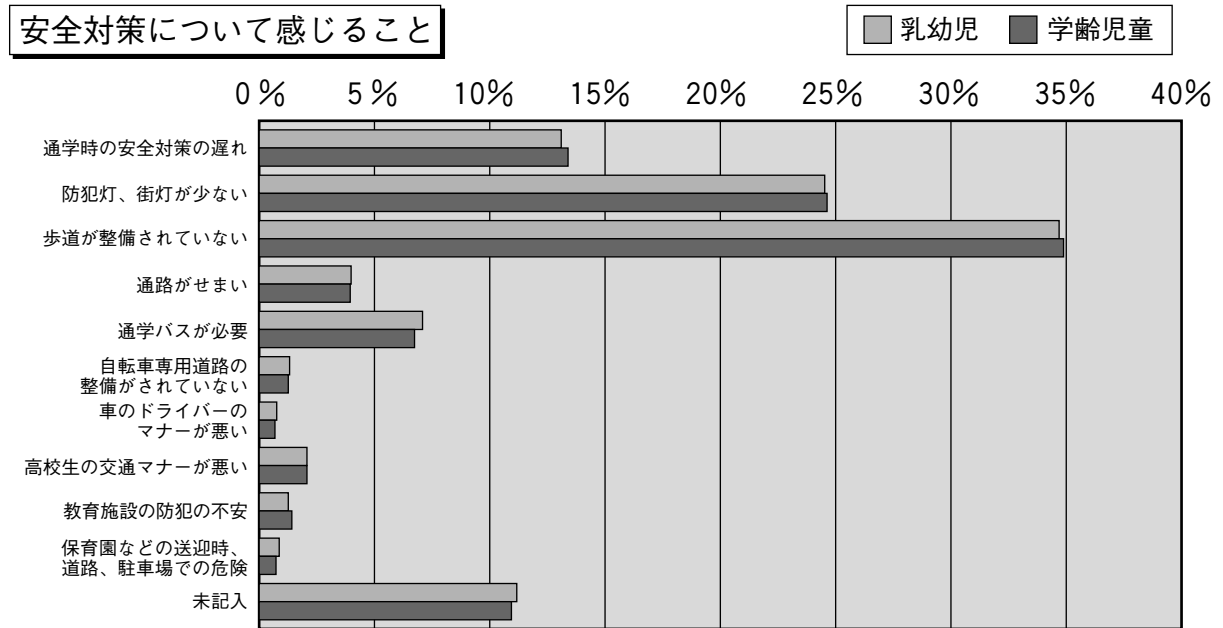


## (2) 安全対策について

安全対策については、乳幼児の保護者、学齢児童の保護者共に、「歩道の整備がされていない」と感じている保護者が最も多い割合となっています。

また、「防犯灯・外灯が少ない」など、設置が求められていることが伺えます。

図-10 安全対策について感じる事



[次世代育成に関するニーズ調査結果から]



## 第3章 前期行動計画の成果と課題

平成17年3月に作成されました、次世代育成支援行動計画（前期計画平成17年度～平成21年度）に添って、平成17年度から「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を実現するために、各種事業を行ってきました。その成果と課題は次のとおりです。

### 第1節 地域における子育ての支援

#### 《成果》

当市の乳幼児（0歳～6歳未満）の人口は、年々減少している状況から、保育園の入園児童数も減少している状況にあります。しかしながら、保育園の入園率で見ると、わずかな率ではありますが、年々増加しています。このことは、核家族化が進展する中で、夫婦共働き世帯などが増加してきていることなどが要因としてあげられます。

このような状況の中で、各保育園では、特色のある保育内容などの充実に向けた取組を行ってきたほか、平成21年度には、延長保育を私立保育園全園で実施、休日保育事業も平成21年度目標値である2園で実施となっております。

また、病後児保育事業では、4園で実施するなど、保育事業における子育て支援の充実に努めてまいりました。

地域子育て支援拠点事業においては、公立1か所、私立6か所の地域子育て支援センターが、主に未入園の親子に対しサロンでの遊びや親子間の交流、子育て相談、子育てに関する情報提供など積極的な子育て支援活動を展開してきました。

さらに、市内7か所とみどり市4か所の子育て支援センターが連絡協議会を発足させて多様な子育てニーズに合った支援ができるよう定期的に情報交換会を行っています。

その他、支援が必要な家庭を対象に保健師による訪問を実施しておりますが、状況によっては子育て支援課と連携するなど、専門的な支援を提供し内容が充実してきました。

そして、近年では、地域の中の子育てが地域力として叫ばれるようになり、専門職だけでなく各種団体も子育て支援にかかわる気運が生じています。そこで、生まれた赤ちゃんが生後4か月になるまでに、全数の家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を平成19年10月から母子保健推進員が担い、育児の孤立化を防ぐ支援を推進してきました。

地域における子育て支援の基本的な体制の構築として、安心して相談できるネットワークづくりという観点から、民生委員児童委員・主任児童委員と連携し、子育て不安の解消や子育ての仲間づくりの場の提供として、関係機関と連携を図り、推進してきました。桐生市シルバー人材センターにおいては、乳幼児の世話や保育施



設への送迎など育児支援を行うため、会員の登録を行い受け入れ態勢を整えてきました。

桐生市立幼稚園では、毎週火曜日9時30分～11時まで、「遊びの会」を実施しています。各幼稚園では、幼稚園の施設や遊具を使って遊んだり、園の行事に参加したりすることができます。保護者同士が交流したり、教員に育児について相談したりすることもできます。

桐生市立教育研究所の相談員が、毎学期1回ずつ市立の各幼稚園を訪問し、教員や保護者からの相談に乗ったり、保護者への子育て支援を行ったりしています。また、多様化する青少年の悩みに対応するため、ヤングテレホン相談に専門相談員を配置し、相談しやすい環境の整備に努め、相談事業を推進してきました。

児童生徒の健全な成長を図ることを目的に、各幼稚園・小・中・特別支援学校全てでPTA活動を実施しており、各学校と連携を図りながら、家庭教育学級をはじめ、各種研修を実施してきました。その他、地域の子ども会を育成するために、年間を通じて企画立案し、地域の人たちと交流できる場を提供したり、子ども会リーダーズクラブ（KLC）の活動支援など、側面からも健全育成を支援してきました。それらの活動により親同士や教員が相互に援助・協力し合う関係づくりに役立ちました。

### 《課題》

- ①近年では、核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりも薄れ、祖父母の就労状況も多い中、育児の負担や不安を感じる母親が増えています。
- ②ヤングテレホン相談においては、複雑な家庭問題や異性問題、いじめなどに関する問題が多くなっています。
- ③「育児サロン」には、特に多数の参加があり、今後更なる子育て支援の充実に向け、検討していくことが必要です。
- ④シルバー人材センターの業務内容のPRとともに、受け入れ態勢の整備も必要です。
- ⑤子育て支援センターが遊びの場や育児相談・情報交換の場を提供し、幼児期の教育センターとしての役割を充実させていく必要があります。
- ⑥家庭状況が異なり、子育てへの考え方も多様化している今日、一人一人の子どもに適した支援ができるようにすることが必要です。
- ⑦学校間の意見交換及び交流を深め、地域全体の子どもの健全な育成と家庭教育の向上をサポートする必要があります。
- ⑧子育て中の親同士が交流を持つことができ、育児の不安やストレスが解消できる、育児を楽しめる場の提供、子育て中の母親（保護者）に寄り添う支援、育児に関する正しい情報や個々に適切な情報提供と相談・支援を行っていくことが必要です。

## 第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### 《成果》

乳幼児福祉医療費の助成は、計画当初、乳幼児を対象としていましたが、平成20年4月1日から小学校3年生までの診療と小学校4年生から中学校3年生までの入院医療費に拡大され、現在では、小学校6年生までの診療と中学校3年生までの入院医療費（平成21年10月1日からは中学校3年生までの診療）までに拡大されてきました。

少子化対策の一環として、妊婦健康診査の助成を平成20年度からは3回から5回、さらに、平成21年2月1日からは、14回に増加しました。

平成20年度からは不妊治療費の助成を開始し、経済的負担を軽減しました。

妊産婦・乳児へは、保健師・委託助産師が家庭訪問し、産後うつ病の予防に努め、乳児へは、生後4か月までに家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」が、母子保健推進員により開始されました。

平成21年度から、みどり市との連携・交流事業として、妊婦や乳幼児にやさしい環境づくりの一環として、マタニティー&チャイルドマーク車用ステッカーの交付を開始しました。

幼児健診では、フッ化物歯面塗布を導入し、歯科保健の充実を図りました。

食育に関しては、乳幼児健診、保育園や学校などで、年齢に応じた系統的・体系的な取り組みを推進してきました。思春期保健では、飲酒・喫煙・規制薬物乱用防止教育を市内全中学校と約90%の小学校が実施し、予防対策として、市内定例補導の他、特別補導を実施するなど、青少年の非行防止と健全育成を推進してきました。また、環境の基盤となる小児救急医療体制では、平日夜間急病診療所が土曜日も開設され充実してきました。

### 《課題》

- ①近年、育児不安や母子の孤立、食習慣や生活リズムの乱れ、青少年を取り巻く飲酒・喫煙関係の問題が多発しており、子どもを取り巻く有害環境は、複雑化・多様化しており次代を担う子どもの健全育成と、親支援・子育て支援の必要性は、計り知れないものがあります。
- ②健康の確保と疾病予防のためのサービスの維持継続、家族ぐるみの食育の推進、青少年健全育成の継続的な実践など、関係機関との連携を密にした推進が必要です。





### 第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 《成果》

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携し取り組んできました。次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに「生きる力」を伸長することができるような取組によって、学校の教育環境等の整備に努めてきました。子どもは地域社会全体で育てるという観点から、学校、家庭及び地域の連携の下、家庭や地域における教育力の総合的な向上に努めてきました。

子どもに悪影響を与える性や暴力に関する情報があふれています。携帯電話やパソコンを悪用した誹謗・中傷などのいじめや出会い系サイトを利用した性的犯罪なども大きな社会問題になっています。関係諸団体やPTAなどが連携・協力して、子どもに対する有害環境の浄化に努めてきました。平日の午後・夕方・夜間の市内定例補導の他、花見・桐生八木節まつり・糸びす講などでは特別補導を実施し、広く青少年に「愛の一声」をかけ、非行の入口に立つ青少年の指導を行っています。

食に関する講座の実施は一部の学校のみでしたが、「食に関する指導の全体計画」を各校で作成し、系統的・体系的に食に関する指導を実施する学校が増えてきています。「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育」は、毎年市内全中学校において実施されています。小学校でも90%程度が実施しています。学校薬剤師や保健福祉事務所職員などを講師に招いて薬物乱用防止教室を実施している学校もあります。

健やかな体の育成を図るための部活動わくわくプラン21の推進として、各中学校に派遣してきた外部指導者の地域連携事業が定着しています。21年度も12人の外部指導者を委嘱し、専門的な技術指導を担ってもらっています。その中では、全国大会3位入賞の実績をあげているケースもあります。体育教員に対するより一層の資質向上については、体育実技講習や実技研修などを毎年開催しています。文部科学省や群馬県総合教育センターでの研修・指導者養成研修などへの派遣も行っています。

平成18・19年度の2か年で取り組んだ広沢地区の「健康教育総合推進事業」は、市内外の健康教育の担当者200人程を招いて実践発表を行いました。食に関する指導を中心とした広沢小・中学校での研修の成果を他校にも還元することができ、「食に関する指導の全体計画」を市内全小・中学校が作成する契機となりました。

平成20年度まで、家庭教育手帳として、母子健康手帳交付時に「ドキドキ子育て」を、小学校新1年生の保護者対象に「ワクワク子育て」を、小学校新5年生の保護者対象に「イキイキ子育て」を配付してきました。平成21年度版からは、群馬県ホームページ上にて、データでの提供を行うこととなり、手帳の配付は終了となりました。また、平成16年度まで10年間に亘り、青少年ミュージックキャンプを開催し、青少年の音楽学習環境を整備してきました。平成17年度からは、桐生市マーチング

フェスティバル及びマーチング・器楽講習を毎年開催し、事業が定着しています。毎年、冊子「桐生を好きな子供を育てる事業一覧」も発行してきました。ホームページでの事業紹介も行ってきました。

近年少子化が進み、乳幼児を知る機会が少なく、出産して初めて赤ちゃんと接する親がほとんどであるため、育児不安や戸惑いが多いのが現状です。そこで、将来親となる思春期世代に、乳幼児とふれあう機会を設けることや、赤ちゃんのお風呂などの子育て体験学習を取り入れ、将来の父親母親の意識づくりを目指してきました。また、そういった体験学習や学校保健委員会では、いのちの重さを感じ、自分のいのちも振り返り、自分も相手も大切にするという性教育の基本を伝えることもできました。

地域の連帯意識が薄れ、家庭教育に不安をもつ保護者が増えている今日、家庭教育への支援や地域の教育力を高めるための支援を一層充実させてきました。父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力し子どもを産み育てていく契機となるよう、ママ&パパ教室を通して男性の子育て参加を推進してきました。平成19年度からは、3日目を土曜日にあて両親対象日とし父親も同伴で参加、父親が昼食を料理して母親と一緒に食べるという画期的な構成に変えたことで、更なる推進ができました。男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義を考えることは、次代の親の育成につながる重要なことです。また、男女共同参画社会の実現に向け小学生、中学生を対象に「男女共同参画」についての標語を募集してきました。桐生市婦人団体連絡協議会と連携し、年1回の講演及び年2回の男女共同参画社会づくり推進委員会も開催してきました。また、市内11単位会の推進委員を中心に、各単位会で男女共同参画の活動を実施してきました。

平成17年度から実施している小中学校耐震・大規模改修計画について、平成20年9月早期の耐震化をするため計画の変更を行いました。計画変更の内容は、平成17年から平成26年までに全ての建物の耐震化を行う計画であったものを2年間前倒しし、計画完了期間を24年としました。平成17年当初、小学校29.3%、中学校63.6%だった棟別の耐震化率も、平成21年度末には小学校69.3%、中学校76.5%となり一定の成果をあげています。

### 《課題》

- ①「知識基盤社会」といわれる今日、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成が引き続き課題となっています。今後も、教職員の資質・能力の向上と危機管理・安全管理を推進し、子どもが安心して生活できる信頼される学校づくりが必要です。
- ②改訂された「元気織りなす桐生21」の栄養・食生活の目標に迫るための具体的な取組を行うとともに、「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育」を全校で実施し、継続的な指導の定着を図ります。利便性を追求し情報化がますます進む社会に



において、保護者への啓発と子どもへの教育を推進し、関係機関との連携を一層深めながら、子どもの非行防止と、子どもを被害に遭わせない対応や有害環境の浄化に努めることが必要です。

- ③学校のニーズに応えられる人材の発掘及び派遣を積極的に推進するとともに、体育教員の研修への積極的な参加を促し、教員の資質向上を図ることが必要です。
- ④各学校における教員間の連携を一層充実させ、横断的・系統的に健康教育を推進するとともに、各学校で「健康教育全体計画」を作成し、教職員が一体となって取り組むことが必要です。
- ⑤食育の推進については、家庭と連携した取組が必要です。
- ⑥文化活動や芸術鑑賞の機会の充実については、今後、ニーズの多様化などを勘案し、より効果的な事業として充実させることが必要です。
- ⑦家庭や地域の教育力の低下が指摘され、望ましい教育環境を維持するのが困難になっている中、今後も、家庭・学校・地域が連携し一体となって、「桐生を好きな子供」を育てる事業をより一層充実させ、推進することが必要です。
- ⑧核家族化によって子育てに関する知識の伝達や援助が十分ではなく、少子化によって子育ての経験が少ない親が増えている現状では、今後も若い人々に対しての子育てに関する教育や支援が必要です。学校においては、乳幼児とのふれあいや子育てに関する体験学習の場をいかに多く持てるようにするかが課題です。
- ⑨ママ&パパ教室への父親の同伴率を上げ、産後の子育て参加へつなげていくことが課題です。若い世代の参加を推進し、男女共同参画の取組を継続実施することも必要です。
- ⑩耐震化については、耐震診断・耐震補強設計の実施件数が多く、診断・設計が間に合わない状況で、計画に遅れが生じないための対応が必要です。大規模改修において未整備の内部改修などの実施や幼稚園施設の整備も継続して実施していくことが必要です。



## 第4節 子育てを支援する生活環境の整備

### 《成果》

子育てを支援する生活環境の整備を推進するため、市営住宅の整備や安全な道路交通環境・公園環境の整備などのハード面の整備と、パトロール活動などのソフト面の両面で積極的に取り組みました。その結果、ハード面では目標に掲げた事業の多くが整備され、ソフト面でも安全・安心なまちづくりに向けた生活環境の形成を図る体制が成されました。

### 《課題》

①生活環境の整備においては、特にハード面の整備で莫大な予算と長大な時間が必要となります。しかしながら当市の財政状況は依然厳しい状況であります。

②近年子どもが被害者となる犯罪が多発しており、このような状況下、保護者、学校、地域、警察、行政が一丸となって子どもの安全確保に取り組んできました。

子どもが対象となるいじめ、児童虐待及び性的犯罪が発生する中で、学校や保護者からの相談によって子どもの精神的ダメージを軽減し、被害から立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言など、関係団体と連携をしながら、きめ細かい支援を行ってきました。

「子ども安全協力の家」「子どもかけ込み110番の店」及び学校を含めた各種団体などで形成される自主防犯パトロール隊の設立もされてきています。

「地域の子どもは地域で守る」という基本姿勢が地域の強い取り組みに現れつつあります。

③計画的に基盤整備を進めるとともに、パトロール活動や地域コミュニティの形成により、安全・安心なまちづくりを推進し、子育てしやすい生活環境を整備していくことが必要です。





## 第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 《成果》

現在当市では、特に製造業を中心に厳しい経済状況、及び雇用情勢に見舞われています。

多くの企業は、ワークシェアリングなどが進むものと考えられます。

このような中、市内では、(株)山田製作所が群馬労働局から次世代育成支援対策推進法に基づく県内では初となる2度目の認定を受けました。次世代育成支援対策推進法は、子どもを育てやすい環境整備を促すため、平成15年7月に施行され、企業が雇用環境の整備について行動計画を作成し、目標を達成すると認定が得られます。

認定を受けた企業は専用のマークの使用が許され、対外的なPRなどが可能になります。(株)山田製作所は平成19年県内で初めて認定を受けました。同社が以前作成した行動計画では、乳幼児のいる従業員が1年間に5日まで、子の病気やけがの看護のために休暇が取得できることや、育児休業などの諸制度を周知することなどを定めていました。新たな行動計画では取り組みをさらに進歩させました。子どもの看護のための休暇は従来無給でしたが、給与の出る特別有給休暇に改めたほか、年次有給休暇の取得推進を新たに計画に盛り込みました。

その結果、年間平均取得日は14.5日となり、前年を3.6日上回りました。育児休業などの制度周知では、出産予定日などを入力すると休業期間や期間中の支払い給与額などを自動計算するソフトを導入、対象者に分かりやすく知らせる意識向上にもなりました。

産業振興課では、他の団体と共同で、平成19年度は「仕事と家庭の両立支援セミナー」を開催し、20年度は、「いきいき職場で元気な社会セミナー」を開催、総合観点から、労働者、事業主などの意識で男性を含めたすべての人が、仕事と家庭の時間のバランスがとれるように企業に研修、啓発、情報提供を行ってきました。

子育て支援センターでは、平成21年4月に保健福祉会館に移転してから、土日サロンを開催するようになり、支援センターを利用する父親が増えてきました。また、祖父母との来所もあり、広いサロン室で、親子、祖父母ともにのびのびくつろげる様子が見られます。平日に利用する父親も増え、乳児サロンには父母で参加することもあり、父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力して育てる手助けを、支援センターが担うことができます。

### 《課題》

- ①年に2回土曜日に「育児講座」を開催し、父親の同伴率を上げ、産後の子育て参加へつなげていくことが課題です
- ②近年では、男女共に多様な職業、勤務形態があり、核家族化のさらなる進展、祖父母の就労もあり、育児負担や不安を抱える母親が増えています。
- ③父親が積極的に子育て参加ができるように、父親同士の交流が図られ、父親も楽しめる内容のサロンも実施し、広報、情報提供をしていくことが必要です。

## 第6節 子どもなどの安全の確保

### 《成果》

子どもの交通安全の確保は、四季の交通安全運動や桐生市交通安全推進大会などを通じて、交通安全に対する市民の自覚とモラルの高揚に努めてきました。

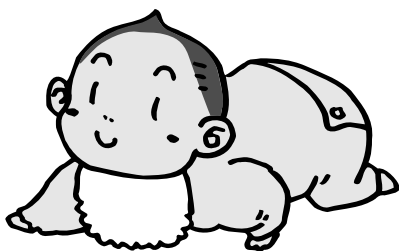
また、交通安全ヘルパーによる交通安全教室を保育園、幼稚園、小学校において開催し、交通マナー、ルールを習得する中で、命の尊さを学び、交通事故から自分の命を守る力を養う教育を推進しました。

交通危険個所については、市民、小学校スクールゾーン対策委員会で提議された場所について警察などと協議を行い、交通危険個所の解消を図ってきました。

また、公安委員会、警察署、道路管理者と、速度抑制、規制の路面表示などの検討を行い、事故抑止対策を講じてきました。

### 《課題》

- ①子どもに交通ルールの遵守の重要性を説き、自らの命を守る危機察知能力を養う必要があります。
- ②関係機関、各種団体等の協力をいただきながら、連携をとり、子どもなどの安全を守ることが必要です。





## 第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### 《成果》

現在当市では、難聴や言語障害のある児童に対して、通級指導教室でことばの訓練を行っています。情緒面の指導を行う通級指導教室もあります。また、桐生市立養護学校や小・中学校に設置されている特別支援学級でも、個に応じたきめ細かな指導を行っています。

発達支援が必要な乳幼児について、関係者が集まり今後の処遇を検討する会議を行っています。

平成19年度から新たに相談会を年3回行い、療育担当者会議委員が対応しています。

また、桐生市療育支援相談会「つばさクラブ」が発足され、教育委員会との連携が密になり、乳幼児の相談がよりの確なものになりました。

障害のある子どもの生活の質の向上のために、補装具・日常生活用具の給付、デイサービス・短期入所事業、障害児学童クラブ事業を実施してきました。

また、障害児福祉手当の支給による経済的な支援についても実施をしてきました。さらに、社会参加促進のためにホームヘルパーによる外出時の介護や登録介護者またはサービスステーションでの介護を提供する生活サポート事業を行ってきました。

母子家庭等・父子家庭等福祉医療費助成についても、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成しています。また、心身障害者福祉医療費助成についても、福祉医療費助成制度に該当する程度の心身障害者の医療費の自己負担分を助成しています。

家庭児童相談室においても、各種相談が寄せられ、関係機関、関係各課と連携を図り、迅速に対応してきました。

### 《課題》

- ①平成18年度に自立支援法が施行され、既実施福祉サービスを自立支援法によるサービスに整理し、提供してきましたが、サービス内容の検討を要するものや新たなサービスの整備の要望も出ています。
- ②障害があっても地域で安心して暮らせるように関係機関と連携し、福祉制度やサービスの情報提供や相談など、支援することが必要です。
- ③発達障害早期総合支援モデル事業を契機に、発達に関する一貫した支援体制を築くことが課題です。
- ④母子家庭等・父子家庭、心身障害者福祉医療費助成についても、今後受給者数及び助成額が増加していくことが想定され、疾病予防に取り組んでいくことも必要です。
- ⑤近年、各種相談内容も複雑かつ多岐にわたり、関係機関、関係各課とのさらなる連携が重要となっています。





## 第 2 編

### 基本的な考え方





## 第1章 基本方針

当計画の基本理念である「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を実現するために、「子どもの健やかな成長」、「家庭のにぎわいと子育ての楽しさ増大」、「地域の理解と意識の醸成」の3つを基本方針として、前期行動計画の成果と課題などを勘案し、当計画を推進します。

### ① 「子どもの健やかな成長」

保健医療や保育サービスなどの質や量を更に充実させ、子どもが心身ともに健やかな成長ができるよう支援します。

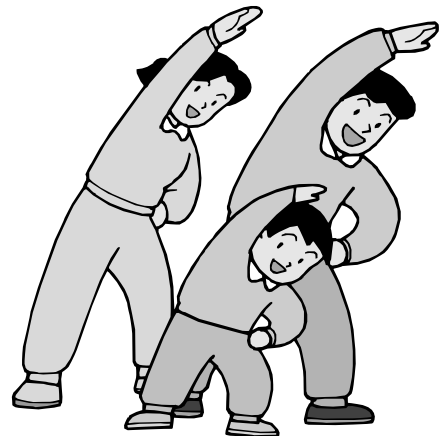
また、保育園、幼稚園、学校などにおいて、地域や社会とふれあう機会を積極的に創出します。

### ② 「家庭のにぎわいと子育ての楽しさ増大」

親は、子どもを産み育てることによって、親としての自覚が芽生えます。また子どもからは多くのことを学ぶことができ、さらに大人として成長することができます。このようなことから、子育て家庭が、ぬくもりやにぎわいにあふれ、親が子育ての楽しさを感じる機会が多くなるよう支援していきます。

### ③ 「地域の理解と意識の醸成」

地域全体で子どもや子育て家庭を支援することができるよう、地域コミュニティの育成や世代間の交流などを推進します。



## 第2章 基本目標

本計画を実施する上で基本的な目標は以下の7つです。

### 基本目標 1：地域における子育ての支援

都市化の進行や核家族化の進展などに伴い、隣近所とのかかわりが薄れる中で、「身近に相談する人がいない」などの理由から、育児への負担や不安を感じる人が増えています。このため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の児童の養育に関する情報を提供するほか、住民同士の連帯意識の高揚に努めるなど、地域における子育てを支援します。

### 基本目標 2：母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

現在、少子高齢化、核家族化、女性の就労率、離婚率の上昇などの諸要因により、子どもを産み育てる環境が変化し、育児不安や親と子の心の関係、虐待などの様々な問題があります。

このため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育・医療の充実などを行うとともに、父親の育児参加など、男女共同参画意識が高まるよう努め、将来を担う桐生市の子どもが、周りの人々の愛情を受けながら、たくましくおおらかに自立した大人へと育つ環境づくりを推進します。

### 基本目標 3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

当市では、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性に富み、豊かな情操と優れた創造力を持ち、心身ともに健全な調和のとれた人間の形成を目指して、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域社会と連携し、多様な価値観と男女共同参画の精神を尊重した地域の教育機能の向上及び地域コミュニティの育成などに努めています。

ボランティア活動などの多様な体験活動の推進、幼児・学齢児童・学齢生徒の自己実現や道徳的実践力の育成、体力の向上及び健康の保持増進に努めるとともに、子ども一人一人の心身の発達や特性を踏まえた、きめ細かな指導の充実、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる力などの「生きる力」を持つ「桐生を好きな子ども」を育てる、安心・安全で充実した教育環境の整備を図ります。

### 基本目標 4：子育てを支援する生活環境の整備

都市基盤などのハード整備には継続的に取り組む必要があること、またパトロール活動などのソフト面では恒久的な継続体制を確立していく必要があることなどから、前期計画に記載されている目標を後期計画においても継続していくことが求められます。



地域や学校の実情に即し、子どもの視点に立った犯罪被害防止活動を推進するとともに、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを推進します。また、子どもを犯罪などから守るための防犯教育や啓発、防犯ボランティアの支援、関係機関・団体との連携を推進します。

ホームページやふれあいメールなどを駆使した情報ネットワークの形成によって不審者などの監視体制を強く推進します。

地域を中心とした自主防犯パトロール団体の設立など安全確保を推進します。

#### 基本目標 5：職業生活と家庭生活との両立の推進

これまで、男性の育児休業の取得率が低いなどの職場優先の考え方や、性別による家庭内の役割分担の意識など、改善されてきてはいるものの、まだ十分なものとはいえません。

したがって、男女を問わず、すべての人が仕事と家庭の時間のバランスがとれ、多様な働き方を選択できるよう「働き方の見直し」を進め、意識や考え方などの転換を図るため、企業などと連携し、広報、情報提供などを進めていきます。

#### 基本目標 6：子ども等の安全の確保

正しい交通ルールやマナーなど交通教育の充実を図り、「自らの命は自らが守る」ための交通危機意識を養い、子どもの交通事故を未然に防止するための対応を推進します。また、交通安全施設の設置や危険個所の対処について、公安委員会・警察署・関係部署と協議をしながら推進し、「交通事故を追放し、このまちから悲しみをなくそう」をスローガンとして、各交通事故撲滅運動に強く訴え、悲惨な交通事故を一件でも少なくする対応を講じます。

#### 基本目標 7：要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所とのかかわりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなりました。育児の負担は母親に偏重し、子育て家庭の育児の孤立が進み、育児不安や児童虐待、子どもの発達に関する相談など、様々な相談が増加しています。

このため、特に支援が必要な要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えることができるよう、関係機関、関係各課と連携して迅速に対応できるよう取り組みます。

## 第3章 特定14事業における目標事業量の設定

### 第1節 定期的な保育に関わる事業

#### 通常保育事業

##### 【事業の内容】

保護者が労働などにより家庭で十分に保育することができない乳幼児に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者を支援する事業です。

##### 【前期行動計画の成果と課題】

公・私立保育園数の減少は見られませんでした。しかし、少子化の進展に伴い、利用者数は減少しています。しかし、共働き世帯の増加や経済情勢の影響等によって、就園率は平成16年度47.5%、平成21年度は50.6%となり、3.1%増加しています。

当市においては、現在待機児童もない状況などから、保護者が希望する保育園に比較的容易に入園できる環境にあります。今後更なるサービスの維持及び推進が必要です。

##### 【今後の方向性】

今後の保育は、子どもの育ちの支援と、家庭の子育て支援の役割などが期待されており、機能や資質向上の充実を推進します。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
3,203	30	3,032	30	2,972	30

平成21年度		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所
2,981	30	3,000	30



## 延長保育事業

### 【事業の内容】

保護者の就労形態の多様化、勤務時間などの増加のため、あらかじめ延長保育利用の申し込みをされている児童を、1日11時間を超えて保育する事業です。

### 【前期行動計画の成果と課題】

平成16年度18園で実施していましたが、平成21年度では実施園が26園に増加しました。

1日あたりの利用者数は減少傾向にあり、今後市民のニーズを的確に把握し対応することが必要です。

### 【今後の方向性】

延長保育事業は、共働き世帯の増加や生活形態の多様化に伴い、ニーズも高く、今後は、延長保育時間などの拡充について検討していきます。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
217人/日	18	169人/日	25	334人/日	28

平成21年度		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所
175人/日	26	334人/日	28

---

## 夜間保育事業

---

### 【事業の内容】

保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに対応するため、午前11時から午後10時までの11時間の開所を基本とする認可保育園で、乳幼児の保護養育をする事業です。

### 【前期行動計画の成果と課題】

現在実施をしていません。

### 【今後の方向性】

今後、生活形態の変化に伴うニーズなどを把握しながら、検討していきます。

	現 状		目標事業量	
	人	か 所	人	か 所
桐生市	－	－	－	－





## トワイライトステイ事業

### 【事業の内容】

保護者が仕事などで帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設などで原則として小学生を一時的に養育・保護する事業です。

### 【前期行動計画の成果と課題】

実施をしていません。

### 【今後の方向性】

ファミリーサポートセンター事業において、同様のサービスの提供が可能ですが、今後生活形態の変化に伴うニーズを把握しながら、検討していきます。

	現 状		目標事業量	
	人	か 所	人	か 所
桐生市	—	—	—	—



休日保育事業

**【事業の内容】**

保護者の就労、傷病及び冠婚葬祭など、やむを得ない理由により、日曜・祝日などの休日において、乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

**【前期行動計画の成果と課題】**

平成16年度1か所でありましたが、目標の2か所実施となりました。  
今後とも、ニーズを把握し、的確な対応が必要です。

**【今後の方向性】**

今後、事業の周知を図るとともに、現在実施園の利用動向など見極め検討していきます。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
9人/日	1	3人/日	1	18人/日	2

平成21年度		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所
7人/日	2	11人/日	2



## 放課後児童健全育成事業

### 【事業の内容】

おおむね10歳未満の学齢児童で、その保護者が労働などによって昼間家庭にいない場合に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童厚生施設などの施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えてその健全育成を図る事業です。

### 【前期行動計画の成果と課題】

クラブ数は大規模クラブの分割に伴い、20年度末では6か所増加し、利用人数も、263人増加しています。

市内の全小学校区に設置され、平成21年度をもって、1クラブ71人以上の大規模クラブの分割が終了し現在25クラブで開設をしています。

各クラブに歴史的背景などの違いによって、保育料などはまちまちであります。

平成20年度末に、「桐生市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」を作成、配布をしました。

今後、活用方法を含め、検討が必要です。

### 【今後の方向性】

今後、各クラブ運営委員会代表者で組織し、課題など協議する場を設けます。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
681	17	944	23	742	20

※表中の数値は、「小学1年～6年」までの児童数

平成21年度		平成22年度 目標値		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所	人	か所
1,008	25	1,033	25	1,098	25

※表中の数値は、「小学1年～6年」までの児童数

## 第2節 一時預かり型保育に関わる事業

### 病後児保育事業（病後児対応型）

#### 【事業の内容】

病後児対応型事業は、病気の「回復期」であり、かつ、保護者の勤務などの都合で、家庭で保育を行うことが困難な小学校3年生までの児童を、保育所に併設された専用スペースで一時的に預かる事業です。

#### 【前期行動計画の成果と課題】

平成16年度1か所の設定でありましたが、目標値の2か所実施となりました。核家族化や共働き世帯の増加など、今後ニーズを把握し、対応をする必要があります。

#### 【今後の方向性】

今後は、事業の周知を図るとともに、利用動向を見極め検討していきます。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
2人/日	1	1人/日	2	4人/日	2

平成21年度		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所
2人/日	2	4人/日	2

※実施要件

保育所の専用スペースに於いて、看護師などを利用児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき、1人以上を配置する。（平成21年度改正）



## 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

### 【事業の内容】

対象は自園に在園する乳幼児で、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、保育園にて安心・安全な体制を確保し、緊急的・保健的な対応を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です

### 【前期行動計画の成果と課題】

平成20年度の制度改正に伴う事業であり、今後増加が見込まれます。

### 【今後の方向性】

各保育園の動向を勘案し、拡充について検討していきます。

平成21年度	平成26年度 目標値
か所 (実績見込)	か 所
2	7

#### ※実施要件

現行制度（平成21年度現在）では、実施保育所の医務室、余裕スペース等で、看護師など2人以上を配置し、預る体調不良児の数は、看護師など1人に対し2人程度とする。



シヨートステイ事業

**【事業の内容】**

保護者の疾病・出産・看護・事故などにより児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設などで小学生以下の児童を一時的に養育・保護する事業です（自治体によっては若干スタイル形式が異なります）。

**【前期行動計画の成果と課題】**

当市において、現在2歳未満児は乳児園、2歳以上は児童養護施設と、2か所で実施しており、緊急時に備え、常時受入可能な体制を取り対応をしてきました。

この事業は、各施設との連携を密にし、迅速な対応が必要です。

**【今後の方向性】**

緊急時に備えての事業であるため、利用がある年とない年がありますが、今後も継続して実施をし、定数の増加など検討します。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
0	2	0	2	5	2

平成21年度		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所
2	2	2	2



## 一時預かり事業

### 【事業の内容】

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所において乳幼児を一時的に預かる事業です。

### 【前期行動計画の成果と課題】

平成16年度2か所の設置でしたが、平成21年度では、17か所となり、体制の充実が図られました。利用者は平成16年度1日あたり50人の利用者数で、平成20年度は1日あたり12人と減少しています。

その要因とし、保育園への入園が比較的容易になっていることなどから、一時保育の利用は減少傾向にあります。

今後、ニーズを把握しニーズに即した対応をすることが必要です。

### 【今後の方向性】

育児疲れ解消や職業訓練などの利用についても周知を図っていきます。

平成16年度		平成20年度 (実績)		前期作成時 平成21年度目標値	
人	か所	人	か所	人	か所
50人/日	14	12人/日	18	91人/日	29

平成21年度		平成26年度 目標値	
人 (実績見込)	か所	人	か所
11人/日	17	10人/日	10

※一時預かり事業については、平成21年度の制度改正で、第2種社会福祉事業に位置づけされたことに伴い、運営の要件などが現在、3年間の経過措置期間にあり、実施か所については、将来的に流動的である。

---

特定保育事業

---

**【事業の内容】**

親の就労形態の多様化（パートの増大など）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2・3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスです。

**【前期行動計画の成果と課題】**

実施をしていません。

**【今後の方向性】**

現在は一時保育での対応が可能と考えられます。

	現 状		目標事業量	
	人	か 所	人	か 所
桐生市	—	—	—	—







### 第3節 その他の保育に関わる事業

#### ファミリーサポートセンター事業

##### 【事業の内容】

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。また、サポートの対象は子どものいるすべての家庭に広がっています。

##### 【前期行動計画の成果と課題】

当市において1か所設置され、育児、介護ともにサポートが可能な体制になっています。

今後、利用者などの多様なニーズを把握し、きめ細かな対応が必要です。

##### 【今後の方向性】

今後も継続実施し、サポートが必要な家庭への支援を実施していきます。

平成16年度	平成20年度 (実績)	前期作成時 平成21年度 目標値	平成21年度	平成26年度 目標値
か所	か所	か所	か所 (実績見込)	か所
1	1	1	1	1

地域子育て支援センター事業

**【事業の内容】**

未入園の親子を対象に、親や子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育て相談、子育てに関する情報の提供をする事業です。

**【前期行動計画の成果と課題】**

平成16年度は、6か所の設置でありましたが、現在7か所（公立1か所・私立6か所）の設置となっています。

核家族化の進展に伴う影響などによって利用者は年々増加の状況にありますが、今後育児不安などの相談指導、子育てサークルなどへの支援の充実、強化が必要です。

**【今後の方向性】**

小学校区に1か所あることが望ましいのですが、今後の設置については、地理的要件などを勘案しながら拡充を図っていきます。

平成16年度 か所	平成20年度 (実績) か所	前期作成時 平成21年度目標値 か所
6	7	8

平成21年度 か所 (実績見込)	平成26年度 目標値 か所
7	10

※平成21年度制度改正によって、第2種社会福祉事業に位置付けられた。



## つどいの広場事業

### 【事業の内容】

主に乳幼児（0～3歳）のいる子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、その機能を有する「つどいの広場」事業です。（平成14年度創設事業）

### 【前期行動計画の成果と課題】

つどいの広場事業平成18年度末をもって廃止

平成19年度から地域子育て支援センター事業に再編



## 第4章 具体施策及び目標

### 第1節 地域における子育ての支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

次代を担う子どもたちが地域とのかかわりの中で、健やかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

具 体 施 策	施策の概要	
①児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業	訪問などによる育児相談・支援などを実施	家庭児童相談員や保健師が、軽度な被虐待経験などの問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援などを実施します。
	乳幼児健康支援一時預かり事業 (産褥期ヘルパー事業)	出産後おおむね1年以内の女子保護者の疾病などの理由により乳児の養育が困難な時の家庭における育児支援。
	ファミリーサポートセンター事業の推進 (桐生市・みどり市連携・交流事業)	育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。
	シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進	シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、学齢児童に対する放課後・土日などにおける学習・生活指導などの支援を行う。
②保育園その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業	放課後児童クラブの充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校6年生までの学齢児童を対象に、放課後余裕教室で遊んだり生活をします。
	病児・病後児保育事業の推進 (事業名変更)	保育園に通う乳幼児が病後回復期にあって集団保育が困難な場合や病後回復期にある児童で保護者が一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育園で預かり別室で看護師が保育します。(病後児対応型)  乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、保育園において緊急的・保健的な対応を図ります。(体調不良児対応型)
	ショートステイ事業の推進	乳幼児を養育している家庭の保護者が疾病などによって、家庭における児童の養育が困難になった時、宿泊を前提に児童養護施設などで一時的に養育します。
	一時預り事業の推進 (事業名変更)	冠婚葬祭、保護者の傷病・入院などによって、緊急・一時的に保育を行います。
	幼稚園における預かり保育の充実	教育終了後、希望者の保育を実施。



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
—	—	—	家庭児童相談員や保健師が、問題を抱えた家庭に対し訪問などによる育児相談・支援等実施。557件、健康課では養育支援訪問事業として296家庭を訪問	実 施	継 続	子育て支援課 健康課
保育については実施	—	—	ファミリーサポートセンターで実施	継 続	継 続	子育て支援課
1か所	—	—	年間利用回数4,616回 利用会員 342人 協力会員 155人 両方会員 27人	継 続	継 続	子育て支援課
受け入れ可能	—	—	登録会員数 32人 利用実績 0件	推 進	推 進	介護高齢福祉課
13学校区	幼稚園・保育園に設置3か所	1学校区	23クラブ 児童数 944人	20か所 大規模 クラブ分割 充実	25か所 (平成22年度達成予定)	子育て支援課
2人/日 1か所	—	—	桐生北保育園・ひかり保育園で実施。 利用実績411人 (1人/日)	4人/日 2か所	4人/日 2か所	子育て支援課
—	—	—	平成20年度より 広沢保育園にて実施	—	7か所	
利用0人 2か所	—	—	0人/日 2か所	5人/日 2か所	2人/日 2か所	子育て支援課
26人/日 13か所で	24人/日 1か所	—	12人/日 18か所 利用実績 延べ3,539人	91人/日 29か所	10人/日 10か所	子育て支援課
私立で実施	私立で実施	—	私立幼稚園・・・5園で実施	継 続	継 続	子育て支援課

具 体 施 策	施策の概要	
<p>③地域の特性や創意工夫を活かして、児童や保護者の交流の場を作ると共に養育相談や情報提供を行う事業</p>	<p>ファミリーサポートセンター事業の推進 (桐生市・みどり市連携・交流事業)</p>	<p>再 掲</p>
	<p>地域子育て支援センター事業の充実 ※桐生市・みどり市連携・交流事業</p>	<p>地域の子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、情報提供など育児支援を行うセンターの整備を行います。平成19年2月に、地域子育て支援拠点施設連絡協議会（桐生市・みどり市）を設立し、連絡を密にして、子育て支援の充実を図ります。</p>
	<p>子育てサロン（市立）、公開保育（私立）の充実</p>	<p>保育園を活用して未入園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し子育てを支援します。</p>
	<p>保育所地域活動事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流</li> <li>・育児講座</li> <li>・地域の特性に応じた保育需要への対応などの事業を行います。</li> </ul>
	<p>地域組織活動育成事業</p>	<p>母親クラブ・育児サークルの活動費に対して補助を行い、活動の振興を図る。</p>





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
5か所	1か所	(補助対象外 1か所)	7か所	8か所 (補助対象外1か所)	10か所	子育て支援課
市立-月水金 10時~12時 私立-火 9時30分~ 11時	—	保育所施設 開放として 実施	保育園を活用して、未入园児 と保護者に遊び場と交流の場 を提供	継 続	継 続	子育て支援課
12か所 2か所 2か所	実施	実施	・世代間交流事業 17か所 ・異年齢児交流事業 3か所 ・育児講座・育児と仕事の 両立支援 2か所 ・地域の特性に応じた保育需 要への対応 2か所	充 実	継 続	子育て支援課
—	わんぱく キッズ 1サークル	—	・2サークルへ助成 わんぱくキッズ あひるの子 (H20年度~)	継 続	継 続	子育て支援課

ニーズ調査結果から

・子どもが小さいうちは自分で育児をしたいので、色々な子育てサポートが欲しい。

(2) 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供を行います。

また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、サービスに関する情報の提供を実施し、併せてサービスの評価を行う仕組みの導入についても取り組んでいきます。

具 体 施 策		施策の概要
①特別保育事業などの充実	延長保育事業の推進	保育園の通常の開所時間である11時間を超えて、朝夕の延長保育を進めます。
	休日保育事業の推進	日曜日や祝日において保護者の勤務などによって保育の欠ける児童を保育します。
	障害児保育事業の推進	集団保育が可能な障害児に対する保育を推進します。
	病児・病後児保育事業の推進	再 掲
	一時預り事業の推進	再 掲
	低年齢児保育事業の推進	保育園における低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ拡大を図ります。
②評価事業の推進	第三者機関による評価事業の推進	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育サービスを評価します。
③保育環境の整備	保育施設整備の推進	市の整備計画に基づき、施設整備を推進します。







平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
145人/日 16か所	23人/日 2か所	—	169人/日 桐生地区 23か所 新里地区 2か所 延べ49,564人	334人/日 28か所	334人/日 28か所	子育て支援課
9人/日 1か所	—	—	3人/日 1か所 延べ193人 (桐生北保育園)	11人/日 2か所	11人/日 2か所	子育て支援課
実 施	実 施	受入可	公・私立全園受入可 私立17園、41人	継 続	継 続	子育て支援課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
26か所	2か所	1か所	30か所	継 続 (29か所)	継 続 (30か所)	子育て支援課
—	検討	—	私立保育園4園で実施 (立正、たちばな、元宿、東 保育園)	実 施	推 進	子育て支援課
—	—	—	0か所	18年度から 2か所程度実施	実 施	子育て支援課

ニーズ調査結果から

・保育園の充実を望む

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、関係諸団体との子育て支援サービスのネットワーク形成を促進し、地域の連携によって子育て支援を図ります。

具 体 施 策		施策の概要
①子育て支援サービスの周知を図る	子育て支援マップ・ガイドブックの作成・配布及び子育てバリアフリーの意識啓発などの推進	各種の子育て支援サービスなどが利用者に十分周知されるよう、マップやガイドブックを作成・配布すると共に、子ども連れの人々が安心して外出できるよう、周囲が思いやりをもって行動するなど、意識啓発の取り組みを推進します。
	※子育て専用ホームページ	桐生市ホームページにおいて子育てに関する情報、サービスなどの周知を図ります。
	※広報きりゅうに子育てQ&A掲載	広報きりゅうにおいて、子育てに関するQ&Aを掲載し、子育て中の保護者などに指導・助言を図ります。
②安心して相談できるネットワークづくり	子育てサロン（市立）、公開保育（私立）の充実	再 掲
	民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進	地域において、様々な相談に応じ必要な援助を行います。
	母子保健推進員の活動の周知	子育てに対する不安感を取り除き、子育ての楽しさが実感できるよう支援します。
	家庭児童相談室の充実 （桐生市・みどり市連携・交流事業）	子どもの問題が複雑化している家庭における児童の健全育成を図るために相談体制の充実を図ります。 東部児童相談所など関係機関と連携し、迅速に対応します。
	ファミリーサポートセンター事業の充実 （桐生市・みどり市連携・交流事業）	再 掲
	ショートステイ事業	再 掲



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
—	—	—	いきいき子育てガイドブック 作成・配布	実 施	継 続	子育て支援課
—	—	—	子育て専用ホームページにて、 子育てに関するサービスなど 掲載、更新	—	充 実	子育て支援課
—	—	—	広報きりゅうに毎月子育て Q&Aを掲載	—	継 続	子育て支援課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
実施	実施	実施	・民生児童委員283人による 相談受付832件 ・主任児童委員による「子育て 小屋」の実施(2か月に1度)	推 進	推 進	福祉課 子育て支援課
実施	実施	実施	乳児家庭全戸訪問事業にて 活動の周知825件	推 進	継続 (出生児100%に 周知)	健康課
実施	—	—	相談員の知識向上・技術向上 職員2人 嘱託1人	充 実	充 実	子育て支援課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課

## ニーズ調査結果から

- ・保育園や学校の施設の地図などを掲載して欲しい。
- ・子育てに関する手続きやサービスの一覧を掲載して欲しい。

(4) 子どもの健全育成

子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末などの居場所づくりを進めます。

また、非行、虐待などの問題を抱える家庭に対して、関係団体による支援ネットワークの整備を進め、地域ぐるみでの協力体制を整備します。

具 体 施 策	施策の概要
①!児童の健全育成をサポートする事業	<p>児童館建設の促進</p> <p>児童館以外の遊び場の整備</p> <p>保育園や幼稚園の園庭・園舎開放による子育て相談や未入园児の親子登園の推進</p> <p>児童虐待防止連絡協議会の充実 (要保護児童対策地域協議会)</p> <p>少年教室の促進</p> <p>PTA活動の支援</p> <p>家庭教育支援総合推進事業</p>
②サポート体制を推進する事業	<p>子ども会育成団体連絡協議会活動の推進</p>



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
研究中	研究中	研究中	検討	3か所設置	検討	子育て支援課
—	—	—	既存施設を調査	既存の施設を活用して	検討及び調査	子育て支援課
実施	—	保育園園庭解放実施	毎週火曜日全園実施	継続	継続	子育て支援課 学校教育課
年2回ケース会議を実施	年1回ケース研究 年1回研修会	—	要保護児童対策地域協議会 代表者委員会 2回 実務者会議 2回 ケース検討会議 13回	充実	充実	子育て支援課
14か所開設 36回 1,797人	おもしろ教室 3回120人 星空観察 1回80人	ふれあいサークル活動 実施	少年向け講座実施	検討し 充実	充実	青少年課
家庭教育学級委託 公立幼稚園指導者講習 PTA指導者講習 公立幼稚園PTA連絡協議会補助 PTA連絡協議会補助	補助金交付 中学校1か所 小学校3か所	実施	家庭教育学級 延べ開講数129回 延べ学級生徒数9,902人 幼稚園13園、小学校19校 中学校12校、特別支援学級1校 公立幼稚園、PTA指導者講習 各実施	充実	充実	生涯学習課
実施	実施	実施	平成19年度 事業完了	充実	平成19年度 事業完了	生涯学習課
ドッジボール大会 臨海子ども会 日立市交換会 親善球技大会 上毛カルタ大会等 1,695人	リーダーキャンプ ソフトボール大会 新里カルタ大会 上毛カルタ大会 子ども会大会 1,600人	ホテルの里作り 親子スポーツ大会 学社融合キャンプ かるた大会 121人85件	親善球技大会、 臨海子ども会、 野外体験事業等で約1,900人	検討し 充実	継続	青少年課

## ニーズ調査結果から

- ・ 児童館を設置して欲しい。
- ・ 雨天でも遊べる施設が欲しい。
- ・ 空き校舎などを有効活用して欲しい。

具 体 施 策	具 体 施 策	施策の概要
②サポート体制を推進する事業	子ども会リーダーズクラブ（KLC）活動の推進	子ども会の活動支援、ボランティア活動、自主活動を通し、リーダーとしての資質を高め、支援活動をスムーズに行います。
	子どもアシストセンター事業の推進	子どもや保護者が充実した週末、長期休業を過ごせるように様々な情報を提供するため、情報誌「まゆっこ」を季節ごとに発行したり、子どもからの相談を常時受けられるような相談受付を市立青年の家に開いています。
	ヤングテレホン相談事業の推進	多様化する青少年の悩みに対応するため、今後、専門相談員を配置し、相談しやすい環境の整備に努めます。
	家庭健全化運動の推進	家庭や地域の教育力の回復と「明るい家庭づくり運動市民大会」や「地区青年愛育運動」などを充実し、市民総ぐるみの家庭健全化運動を推進します。
	こども映画会	毎月1回開催鑑賞の機会を設けます。
	訪問相談の推進	市立教育研究所では、幼稚園経験豊かな相談員による幼稚園などへの訪問相談の充実を図り、保護者の子育て支援に努めます。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
会員65人	—	—	臨海子ども会、子ども会交歓会などの活動及び市内外の育成団体事業などの支援協力を実施 現在会員40人	充実促進	充実促進	青少年課
情報誌をホームページに掲載及び相談窓口体制の整備	—	—	情報をホームページ上に掲載 ※情報誌「まゆっこ」は現在発行はしていない。	継 続	継 続	青少年課
電話158件 メール444件	—	—	電話相談件数118件 電子メール相談件数84件	充 実	充 実	青少年課
運動推進 標語募集 10,041点	—	—	明るい家庭、地域作り運動や推進市民大会開催、運動推進標語など ※運動推進標語募集10,506点	内容を検討し 充実	充 実	青少年課
12回	—	—	6回	検 討	検 討	青少年課
推進	—	—	保護者や関係機関との連携を図りながら、精神的悩みや立ち直りへの支援を行い、子どもの健全な育ちを支援できるよう努めた。	充 実	継 続	学校教育課

## 第2節 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級などの充実を図ります。

また、妊娠及び出産が安全かつ快適であるとともに、主体的な選択が可能であるなど母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図り、妊婦に対する出産準備教育や相談の場を提供していきます。

具 体 施 策	施策の概要	
①健やかな妊娠期・出産のために	妊産婦訪問指導の充実	妊産婦に対して日常生活指導を行い、疾病の予防や早期発見に努めるとともに健康の保持、増進を図ります。
	新生児訪問指導の充実	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防など育児上必要な事項について助言をします。
	「ママ&パパ教室」の開催 (桐生市・みどり市連携・交流事業)	妊婦及び夫に対し、学習の場を提供することによって、相互間のコミュニケーションを通じて連帯感を持たせ、出産・育児に自信が持てるようにします。
	先輩ママと「ママ&パパ教室」受講者の交流	妊婦と先輩ママの交流により、妊婦の育児の不安やストレスを軽減し、楽しく育児に取り組めるよう努めます。
	母乳育児相談の推進	母親の授乳の不安を解消し、母乳による育児を推進します。
	妊婦の喫煙とその家族の喫煙に対する指導・教育の実施	妊婦の禁煙とその家族の喫煙に対する指導方法を確立し、教育を行います。
	定期的な家庭訪問の実施 (妊婦・第1子・経過観察児)	保健師などの母子保健に関わるスタッフが家庭訪問を行います。
	母子保健推進員活動の充実 (桐生市・みどり市連携・交流事業)	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるよう市と連携を進めます。
	母子健康手帳の交付	母性の保護、育児などの知識の普及、不安の軽減及び相談・助言をします。
	しあわせ妊婦健康診査受診票の交付 (桐生市・みどり市連携・交流事業)	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診票を14枚交付します。
	※マタニティ&チャイルドマーク車用ステッカーの交付 (桐生市・みどり市連携・交流事業)	妊婦・出産・育児に関する安全性と快適さの確保を目的とし、妊産婦や乳幼児にやさしい環境づくりを推進します。
※不妊治療費の助成 (桐生市・みどり市連携・交流事業)	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	

※は前期行動計画作成時（平成16年度現状）以後の新規事業





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
447人	50人	5人	保健師、委託助産師が家庭訪問を行い、産後うつ質問票を利用して支援 300件	充 実	継 続 (300件)	健康課
実 施	50人	3人	保健師、委託助産師が家庭訪問を行い、支援 243件	充 実	継 続 (250件)	健康課
5日間×4コース 20回 延370人	1コース 4日間 3回	—	産前編3日間×5コース 全15回 実124人初妊婦の参加率31.2% 産後編1日間×5コース全5回 実51人	継 続	継 続 (初妊婦の参加 率32%)	健康課
実 施	3回 11人	—	上記の産前編に含む5回	継 続	継 続	健康課
4回 38人	実 施	実 施	5回、妊婦91人 3か月児健診時の母乳育児率56.5%	充 実	充 実	健康課
実 施	—	推 進	妊娠届出時や乳幼児健診にて 個別指導 45件	継 続	推 進 (50件)	健康課
実 施	必要時 実施	推 進	養育支援訪問事業に含む	継 続	充 実	健康課
推進員 106人 活動件数 7,636件	推進員 23人 活動件数 3,000件	推進員 10人 活動件数 284件	推進委員131人 活動件数7,122件 (乳児家庭全戸訪問事業 実施数825件を含む)	継 続	継 続 (7,200件)	健康課
752人に 交付	126人に 交付	8人に 交付	867人に交付	継 続	継 続	健康課
3枚交付	2枚交付	5枚交付	平成20年4月から5枚交付 平成21年2月から14枚交付	継 続	検 討	健康課
—	—	—	—	平成21年度から開始 (妊娠届時の妊 婦へ100%)	継 続	健康課
—	—	—	平成20年度から開始 50件	継 続	継 続	健康課

具 体 施 策	施策の概要	
②子どもが明るく元気に育つために	保健師による「お誕生コール」の実施	出産直後の母親へ保健師が電話することによって、出産後の状況を早期から把握し、子どもの成長・発達に見合った対応をします。
	未熟児など訪問指導の周知	県事業を周知させる
	新生児の聴覚検査の実施検討	出産後、産院で希望者へ実施
	予防接種の実施	健康相談や健康診査時に予防接種の必要性を説明し、予防接種予診票を配布します。また、未接種者には、各種乳幼児健康診査時に早期接種を勧めます。
	乳幼児健康診査の実施 (3か月、6か月、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児) 平成18年度から6か月を7か月に変更	3か月児、6か月児、1歳6か月児、3歳児において各年齢で注意すべき病気や障がい等の早期発見や育児不安の軽減に努めます。
	離乳食講習会の実施	栄養や調理法について、講話や実習を通して、具体的な情報を提供します。
	育児相談の実施	育児不安解消のため相談に対応します。
	「なかよし親子教室」の開催	1歳6か月児健康診査の事後措置として開催し、不安のある親子への支援をします。
	「すくすく親子教室」の開催	2歳児歯科・3歳児健康診査の事後措置として開催し、不安のある親子への支援をします。
	「なかよしクラブ」の開催	2歳児とその親の参加によって、他の親子の様子をみることができ、交流することで、育児に対する姿勢を振り返り、自ら問題を解決できる力をつけられるよう援助します。
「わくわく広場」の開催	親子で自由に交流できる場所をつくり、親の孤立化や育児不安の増大を防止します。	



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	第1子 低体重児	—	保健師の電話連絡 590件	継 続	継 続	健康課
実 施	5人	実 施	妊娠届出時に資料配付100%	継 続	継 続	健康課
検 討	—	検 討	保険医療機関にて実施	保険医療機関にて実施	保険医療機関にて実施	健康課
実 施	実 施	実 施	接種率 ポリオ99.3% BCG99.6% 乳幼児個別予防接種 90.5%	継 続	継 続 (95%)	健康課
実 施	4か月120人 7か月120人 10か月130人 1.6歳130人 2歳130人 3歳160人	年4回	平均受診率 88.6%	継 続	継 続 (90%)	健康課
12回190人 3回80人	6回 70人	3回 10人	もぐもぐ離乳食12回実施 (第1子を持つ母親292人の うち参加率58.6%) ステップアップ離乳食6回実 施(第1子を持つ母親342人 のうち参加率31.3%)	継 続	継 続	健康課
24回498人	12回 140人	6回 34人	44回235人 延べ710件	継 続	継 続	健康課
1コース8日 ×2コース 16回 363人	—	—	10日間×2コース実50人 (延べ330人)	継 続	実 施	健康課
1コース5日 ×2コース 10回158人	—	—	10日間×2コース実66人 (延べ498人)	継 続	実 施	健康課
—	10回 13組	—	合併と同時に親子教室へ移行 (平成17年度で終了)	検 討	終 了	健康課
—	12回	—	11回 110人	実 施	実 施	健康課

具 体 施 策	事故予防のパンフレット作成・配布	施策の概要
②子どもが明るく元気に育つために	事故予防のパンフレット作成・配布	乳幼児健康診査会場などにおいて、事故予防のパンフレットの配布と説明を行います。
	乳幼児の事故・突然死症候群予防対策の推進	妊娠や出生の届出時、健康診査、家庭訪問、教室などにおいて、乳幼児突然死症候群の予防対策を推進します。
	「1歳児かみかみ教室」の開催	栄養士及び歯科衛生士の講話と歯みがき実習を行い、むし歯や歯周疾患予防に努めます。
	歯科相談・フッ化物歯面塗布の推進	2歳児歯科健診や保育園などで指導します。
	※フッ化物洗口についての取組み	歯みがきに加えて、歯質そのものを強化し、むし歯を予防します。
	母と子の良い歯のコンクール地区審査会（みどり市と共催）	3歳児健康診査受診者の中から良い歯を持つ親子を表彰し、歯科保健に対する意識啓発をします。
	「むし歯予防教室」の開催（4歳児対象を、平成18年度から5歳児対象に変更）	ブラッシングを中心とするむし歯予防指導をします。また、フッ化物洗口などのむし歯予防に関する情報提供を行います。
	「親子歯みがき教室」の開催	年1回1歳から小学校1年生を対象に保健福祉会館で指導します。
乳幼児福祉医療費助成事業 平成21年度より事業名変更 子ども福祉医療費助成事業		就学前のこどもに対して、保健の向上と福祉の増進を図るために医療費を助成します。 平成20年4月1日～小学校3年生までの全診療と中学校3年生までの入院。 平成21年4月1日～小学校6年生までの全診療と中学校3年生までの入院。 平成21年10月1日～中学校3年生までの全診療



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実施	10か月児健診	実施	7か月児健診時実施 (受診者へ100%実施)	継続	継続	健康課
パンフレットによる周知	パンフレットによる周知	実施	妊娠届出時にパンフレットによる周知と指導 妊娠届出者100%	継続	継続	健康課
12回 578人	1歳児歯科検診6回 130人	乳幼児総合健康診査で実施	20回625人 参加率72.6%	継続	継続	健康課
12回	1歳、1.6歳、2歳、3歳健診で実施	乳幼児総合健診や保育園・小学校で指導	1歳6か月、2歳児歯科、3歳児健康診査で実施 平均受診率84.4%	実施	推進	健康課
—	—	保育園・小学校で実施	保育園 9園・幼稚園 5園 小学校 3校・養護学校 1校 で実施	—	推進	子育て支援課
実施	実施	実施	桐生市12組みどり市 (大間々・東地区) 6組	実施	実施	健康課
25回 566人	5歳児保育園、幼稚園	保育園4、5歳児各年2回72人	31回 園児687人 (96.1%) 保護者517人 (75.4%)	継続	継続	健康課
年1回 219組	—	年1回	合併と同時に幼児健診でのフッ化物紙面塗布に移行 (平成17年度で終了)	検討	終了	健康課
実施	実施	実施	小学校3年生までの全診療と 中学校3年生までの入院医療費の自己負担分を助成。 受給者：7,954人 助成額：272,658千円	継続	継続	保険年金課

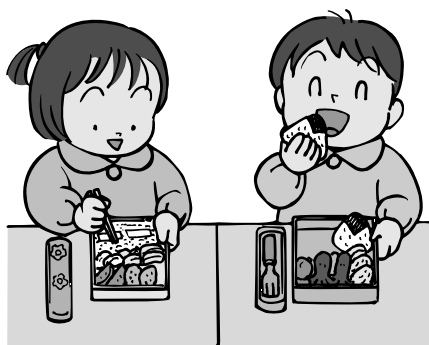
## ニーズ調査結果から

- ・健康課での産前産後の各教室が良かった。
- ・医療費無料化の対象年齢を引き上げて欲しい。

(2) 食育の推進

近年、朝食を抜くなどの食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体  
 の健康問題が子どもに生じている現状を踏まえ、乳幼児期から思春期までの発達段  
 階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行っていきます。

具 体 施 策	施 策 の 概 要
①食事の大切さや食習慣の形成を図り、 豊かな心を育む。	家庭への配布物による食の情報提供や啓 発
	給食の献立表などの配布物と併せて、食 に関する情報を提供し、児童の健全育成 を図ります。
	食に関する講座の開催
	食に関する指導を充実し、食の正しい知 識と望ましい食習慣の形成を図ります。
	作物収穫のよるこび体験
	夏野菜・芋ほりなど、季節によって色々 な野菜の収穫を通して食の喜びを体験さ せます。
	食事に対する悩み相談の支援
	偏食・アレルギーなどの相談に応じ、食 事のとり方や調理の工夫など助言します。
	園児の調理実習の推進
	調理の楽しさや食事の大切さ、ものを大 切にすることを学びます。
	乳幼児に対する栄養指導
	離乳食講習・各種健康診査・育児相談な どで、食に関する指導を行ないます。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	保育園・小学校・中学校で実施	給食の献立表などの配布物と併せて、食に関する情報を提供給食だよりの配布 桐生市ホームページにて公立保育園の献立、レシピを紹介	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	調理実習などに併せ、園児に対し、望ましい食習慣を啓発	継 続	継 続	子育て支援課 スポーツ体育課
実 施	実 施	子育て支援センター・保育園・小学校で実施	保育園の園庭で、園児が野菜を育て、収穫する体験を実施	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	実 施	乳幼児総合健康診査で実施	保育園に於けるアレルギー対応として、除去食を提供するなど対応を図っている	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	公立保育園にて園児のクッキー作りなどを実施	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	健診、教室、育児相談、電話相談などで実施 (2,646件)	継 続	継 続	健康課

ニーズ調査結果から

- ・保育園での情報などを提供して欲しい。

(3) 思春期保健対策の充実

10代における人工妊娠中絶、性感染症に関わる問題などに対応するため、性に関する健全な意識の醸成と知識の普及を図ります。また、喫煙や薬物などに関する教育や相談の体制を整備していきます。

具 体 施 策		施策の概要
①心と体の健全育成を図る	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	近年、青少年による喫煙・飲酒行動や薬物乱用が低年齢化しており、個人的要因とともに、周囲の人の行動や態度、マスメディアなど社会的要因による影響も大きい。 児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用にかかわる実態を把握し、保健体育の授業や特別活動を中核とした授業実践や啓発活動を学校教育全体で取り組むとともに、家庭や地域との連携を図りながら生活環境・社会環境の改善に努めるなど、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進します。
	性や性感染症に関する知識の普及	学校・家庭・地域の連携による性や性感染症に関する教育を推進します。

(4) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤である小児救急医療体制を整備します

具 体 施 策		施策の概要
①小児救急医療体制の整備を図る	小児救急医療体制の充実への働きかけ	各保険医療機関と連携し、小児科医の確保や医療体制の確立への働きかけに努めます。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実施	実施	実施	中学校保健体育科及び小学校体育科の保健学習において全小・中学校が授業実践をおこない、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について指導の徹底を図っている。また、外部講師による薬物乱用防止教室の開催、保護者との懇談会や学校保健委員会による情報交換、学校だよりによる啓発など学校教育全体を通じて喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進している。	継続	継続	スポーツ体育課
			補導活動では、平日の午後・夕方・夜間、土曜日の夜間（各地区）の市内定例補導の他、花見・桐生八木節祭り・あびす講・列車内等の特別補導を実施、広く青少年に「愛の一声」をかけ、非行の入り口に立つ青少年の指導をおこなっている。地域では、県青少年育成補導推進員が学校・地域関係者と連携を図り、学校休業期・中学校卒業式・地域祭典などでの巡回補導活動等により、事案の防止にむけ、登下校時の外、定期・不定期の特別巡回活動が実施している。			青少年課
			喫煙・飲酒・薬物乱用等の具体的な事案について月例調査をおこない、児童生徒の実態把握に努めている。また、校長会、教頭会、生徒指導主事・主任会でも情報交換をおこない、指導及び防止を依頼している。事案発生時には、該当校や関係諸機関との連携を密にして、適時指導助言をおこないながら早期対応により二次予防に努めている。			学校教育課 教育環境推進室
実施	実施	小学校・中学校で実施	児童生徒の発達段階を考慮し、エイズ指導も含めて保健学習などで全小・中学校で実施。うち7小学校・3中学校では助産師や学校薬剤師など外部講師として招いて講演会を実施	継続	継続	スポーツ体育課 青少年課 学校教育課

## ニーズ調査結果から

・子どものいじめや不登校などが不安。

平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実施	—	—	桐生市医師会立平日夜間急病診療所による救急医療（内科・小児科）確保のため運営費の補助を実施	充実	充実	健康課

## ニーズ調査結果から

・夜間・休日診療や小児科を充実して欲しい。

### 第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進します。

具 体 施 策	具 体 施 策	施策の概要
①将来のママとパパになるために	男女の共同参画に対応した実践的な事業の推進	男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実します。
	生徒の赤ちゃんとのふれあい体験 思春期教育	生徒が赤ちゃんと出会い、ふれあい、交流することによって、将来の母親・父親の意識づくりを進めます。
	赤ちゃんのおふる	保健師が生徒に赤ちゃんのおふるの入れ方を指導します。
	職場体験の推進	夏休みなどを利用して、職場体験を実施します。
	親子ネット交流事業 ※事業中止	年4回位子育て中の親子で交流。 ・家庭や子育てに関する公開講座実施 ・子育て養成講座実施（青年、保護者） ・地域住民との交流事業実施
②次代の社会を担う児童の健やかな成長のために	児童手当	児童を養育している人に、手当を支給することによって、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与します。
	※すこやか児童手当（H19.10～）	児童を養育している人に、手当を支給することによって、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与します。第3子以降3歳未満の児童に月額2,000円支給。



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	実 施	男女共同参画講演、セミナーの実施、標語の募集、情報紙発行 企業実態調査の報告と広報（単年度事業） 委員会などへの女性登用推進の働きかけを実施 保育事業の充実 ママ&パパ教室夫受講率65.9% 勤労対策協議会などの事業主に対して意識啓発を実施 桐生市婦人団体連絡協議会と連携し、年1回講演会を実施 男女共同参画づくり推進委員会を年2回開催 桐生市内11単位会の推進委員を中心に各単位会で男女共同参画の取組実施	充 実	充 実	市民活動支援課 子育て支援課 健康課 産業振興課 生涯学習課
3回 515人	—	検 討	思春期教育 1回62人 (市内高等学校1校)	継 続	継 続	健康課
7回 280人	—	—	出前講座 9回378人 (市内高等学校2校)	継 続	継 続	健康課
推 進	—	実 施	中学校2年生 1,184人 492か所	充 実	継 続	学校教育課
実 施	—	研 究	当初の目標を達成しましたので、中止いたしました。	検 討	当初の目標を達成しましたので、中止いたしました。	青少年課
実 施	実 施	実 施	受給者数8,053人	—	継 続	子育て支援課
—	—	—	対象延べ人数3,849人	—	継 続	子育て支援課

## ニーズ調査結果から

- ・子どもが進学で桐生を離れても、桐生に戻りたいと思えるようにして欲しい。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を伸長することができるような取組によって、学校の教育環境等の整備に努めます。

具 体 施 策	施策の概要
①確かな学力の向上	<p>個に応じたきめ細かな指導の充実</p> <p>基礎・基本の定着とそれを基にした「生きる力」の育成</p> <p>学力向上実践推進事業</p> <p>外部人材の導入</p> <p>※桐生市奨学資金貸付事業</p>
②豊かな心の育成	<p>「心のノート」の活用や体験的活動との関連を図った、道徳の授業の充実など道徳教育の推進に努めます。</p> <p>公立中学校に「学校カウンセラー」などの配置</p> <p>社会福祉協力校の推進</p> <p>文化活動や芸術鑑賞の機会の充実</p>



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
推 進	実 施	実 施	少人数習熟度別指導の指導方法の充実。全校実施	充 実	継 続	学校教育課
推 進	実 施	実 施	基礎、基本の確実な定着に向けての授業改善確かな学力の向上。全校実施	充 実	継 続	学校教育課
推 進	実 施	実 施	児童生徒の特性、能力、地域や学校の実態に応じた教育課程の作成、実施 新学習要領の理解。全校実施	充 実	継 続	学校教育課
推 進	必要に応じて導入	実 施	外部人材を有効活用するための単元計画の作成、実施 コーディネーターの活用全校実施	充 実	継 続	学校教育課
—	—	—	貸付金額（年額：貸付者） 大学408,000円（94人） 短大・専修300,000円（13人） 高専180,000円（0人） 高校96,000円（4人） *貸付は無利子です。	—	継 続	教育総務課
推 進	道徳の時間に活用	実 施	特別活動や総合的な学習の時間などに関連させた道徳教育の充実 体験活動や集団活動の充実全校実施	充 実	継 続	学校教育課
推 進	毎週1回	実施 週1回	担任などと連携した学校カウンセラーの効果的な活用 担任及びカウンセラーの相談技術の向上。全校配置	充 実	継 続	学校教育課
推 進	—	実 施	特別活動や総合的な学習の時間などに関連させた各種福祉体験の充実（黒保根小、川内北小、北小、東小、境野中、東中）	充 実	継 続	学校教育課 青少年課
青少年ミュージックキャンプなどの実施（8月合宿）	中学3年生が薪能鑑賞 中学2年生が群響音楽鑑賞	実 施	群馬交響楽団による移動音楽教室の実施、大川美術館の活用、薪能鑑賞、本物の舞台芸術体験、マーチングフェスティバル22団体662人	充 実	継 続 充 実	学校教育課 青少年課 生涯学習課

具 体 施 策	施策の概要	
③健やかな体の育成	部活動わくわくプラン21の推進	運動部活動を通じ、子どもがスポーツの楽しさ、爽快さ、達成感などを体験する機会をつくり、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に努めます。
	運動スポーツ活動を楽しめる環境づくりの推進	子どもが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツの楽しさを気軽に楽しむことのできる環境づくりを、学校・地域・家庭などによる総合的に推進します。
	体育教員に対する講習受講促進	体育の教員に対し、指導法などについて講習会などの受講を促進します。
	健康教育の推進	生涯にわたる心身の健康の保持・増進、正しい生活習慣を身につけるための健康教育を推進します。
④信頼される学校づくり	避難訓練（災害・防犯等）の推進	防犯や救急処置などの訓練などを実施し、学校安全の充実に努めます。
	学校施設の整備	学校施設の耐震化・老朽化対策を中心に、遊具の点検や教育環境の整備を推進します。
	学校危機管理マニュアルの作成	学校施設内における事件や事故を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを作成し、教職員などへ配布し、校内の安全を確保します。
	学校選択制の検討	指定変更の弾力的運用に努めます。
⑤幼児教育の充実	幼児教育について情報提供の促進	幼児の成長の様子や大人の関わり方、幼稚園の果たす役割などについて理解を深めるための情報提供を促進します。



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	—	検 討	勝敗だけにこだわらず、スポーツの楽しさや達成感を体験させるとともに体力の向上を推進 外部指導者13名を派遣	継 続	継 続	スポーツ体育課
実 施	実 施	学年集会で実施	学校、社会教育全体でスポーツを楽しむことができる環境づくりを総合的に推進	継 続	継 続	学校教育課 スポーツ体育課
実 施	実 施	実 施	小学校教職員を対象とした水泳領域の体育実技講習会の実施及び小中学校の体育担当者を対象にしたAED操作講習の実施	継 続	継 続	スポーツ体育課
実 施	実 施	研 究	保健主事を中心とした校内における健康教育推進のための組織整備を依頼。学校保健計画・学校安全計画・食に関する指導の全体計画など健康教育を推進するうえで、核となる全体計画の作成・見直し及び各主任の連携について学校訪問などを通じて指導助言	継 続	継 続	スポーツ体育課
実 施	実 施	実 施	全園・全校年3回以上実施	充 実	継 続	学校教育課
実 施	実 施	実 施	中学校統廃合に伴う校舎増築を実施（清流中） 耐震診断を小学校4校（川内南、相生、天沼、桜木）、中学校1校（境野）、補強設計を小学校2校（川内南、相生）で実施 耐震補強工事及び大規模改造工事を小学校2校（梅田南、広沢）で実施。幼稚園1園（境野）の教員室に冷暖房設置	推 進	平成24年度までに、全ての学校施設の耐震化を行う。 [参考] 小学校 残り7校（うち21年度2校実施） 中学校 残り5校	教育総務課
実 施	実 施	実 施	教職員の危機管理意識の徹底とマニュアルの見直しを実施	推 進	継 続	学校教育課 スポーツ体育課
実 施	—	—	弾力的運用の継続	推 進	継 続	学校教育課
推 進	実 施	研 究	情報発信、幼稚園における学校評価の有効活用。全園実施	充 実	継 続	学校教育課

具 体 施 策		施策の概要
⑥教育時間終了後保育の充実	教育時間終了後保育	保護者の希望により教育時間終了後に、特別保育を実施します。
⑦幼保一元化について	※幼保一元化	多様化する保育サービスに対応できるように幼稚園、保育園の一元化について検討します。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めるよう努めます。

具 体 施 策		施策の概要
①家庭教育への支援の充実	家庭教育手帳の配布 (平成21年度よりデータでの提供となり、 文部科学省や群馬県のホームページ活用)	親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、子どもの年齢に応じ手帳を配布します。
	地域子育て支援ボランティアの周知	子育てに関する悩みや不安を持つ親に対して相談やアドバイスを、県養成の登録ボランティアが対応します。
	父親の子育て参加	父親の家庭教育の参加を促進するために、講座を実施します。
	水生生物調査の実施 (小学生対象)	桐生川に生息する生物の調査をしてもらい、川に親しみ水をきれいにする心や環境保全の大切さを育みます。
	環境教室の開催 (小学生対象)	公害の原点と言われている、足尾の緑化状況を学び、植林を行い環境保全の大切さを育みます。
	「どきどき体験クラブ」の実施	トンボ捕りや魚釣り、石槍作りへの挑戦、動物園・博物館での体験学習、その他化学実験など、様々なことに挑戦・体験します。
	県立「昆虫の森」との連携促進	里山の身近な自然の中で生き物を見つけ、観察するという体験を通して生命の大切さに気づき、豊かな感情を育むとともに、古民家などで様々な農村体験をします。





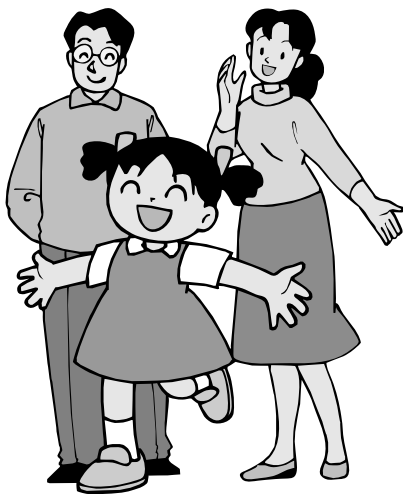
平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
推 進	—	—	教育時間終了後保育の拡大。 全園実施	充 実	継 続	学校教育課
—	—	—	—	—	研 究	学校教育課 子育て支援課

ニーズ調査結果から

・教育施設を充実させて欲しい。

平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	実 施	「ドキドキ子育て」を健康課で 母子手帳交付時に配布 「ワクワク子育て」を各小学校を 通じて新1年生の保護者に配布 「イキイキ子育て」を各小学校 を通じて5年生の保護者に配布	実 施	平成21年度より データでの提供と なり、文部科学省 や群馬県のホー ムページ活用	生涯学習課
実 施	実 施	実 施	県事業廃止	継 続	県事業廃止	子育て支援課
実 施	—	—	子育て支援センター事業とし て、父親も参加しやすい育児 講座を土曜日に開催	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	—	—	1校を対象に実施 21名参加	実 施	実 施	生活環境課
実 施	—	—	2校を対象に実施 40名参加	実 施	実 施	生活環境課
実 施	—	—	日常体験することが難しい活 動事業を実施 (小学校4・5・6年生) 年10回実施、参加人数延211 人	継 続	継 続	青少年課
—	研究中	—	各課、各施設毎に協力	実 施	—	関係各課

具 体 施 策		施策の概要
①家庭教育への支援の充実	地球環境保全の意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境展などを通じて、環境問題について啓発を行ないます。</li> <li>・清掃センターなどの見学を通して、ごみの減量や資源の節約などを学習し、環境保全の意識を育みます。</li> </ul>
②地域の教育力の充実	「こどもエコクラブ」の推進	子どもが地域の中で自主的に環境活動や学習を行う「こどもエコクラブ」を推進します。
	「桐生の好きな子ども」の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい体験 歴史や文化遺産に触れたり、川や山での自然体験を推進します。</li> <li>・資料、教材作成 史跡・歴史・自然・文化などについて資料を作成します。</li> <li>・イベント開催 親子参加のスポーツや豊かな自然を利用したイベントなどを開催します。</li> <li>・施設などの開設、拡充、改善などの事業を推進します。 体験型・教養型・遊戯型施設の開放などに努めます。</li> </ul> <p>などの事業を推進します。</p>





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	実 施	桐生市・みどり市環境保全ポスター展。桐生市・みどり市両市内小・中学校対象 応募数：小学校515点 中学校467点 ごみるくん家族の大冒険開催	実 施	実 施	生活環境課
実 施	—	—	エコクラブの事務局として、クラブの募集、登録受付など。 4クラブ登録	実 施	実 施	生活環境課
実 施	一部事業 を実施	一部事業 を実施	冊子「平成20年度桐生を好きな子供を育てる事業一覧」 の発行 ホームページでの事業紹介	推 進	推 進	生涯学習課

## ニーズ調査結果から

- ・地域の人と交流できるイベントを実施して欲しい。
- ・親子で参加できるイベントを実施して欲しい。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中やテレビ、インターネットなどにあふれる、性や暴力に関する有害な図書、ビデオ、情報などが、子どもに対して悪影響を及ぼすことが懸念されており、関係諸団体やPTAなどが連携・協力し、子どもに対する有害環境の浄化に努めます。

具 体 施 策	具 体 施 策	施策の概要
①子ども（未成年者）等の犯罪防止を推進	子ども（未成年者）に対する巡回・声かけの実施	駅、公園、ゲームセンターなど巡回し、子ども（未成年者）に対する声かけを実施します。
	補導活動による問題行動の早期発見及び未然防止	街頭における少年の実態や悪影響を及ぼす社会環境を把握するとともに、不良行為少年の早期発見・早期指導に努めます。
	インターネットによる犯罪被害防止の啓発及び周知徹底	インターネットによる犯罪被害防止教室や教育関係者、プロバイダなどを交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布など、児童の犯罪防止のための広報啓発活動を推進します。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
愛の一声指導971回	学校安全監視員によるパトロール実施	高保連・青少推で年2回実施	愛の一声指導の実施 812回	継 続	継 続	青少年課
補導活動年間414回 延2,329人 従事	学校安全監視員によるパトロール実施	推 進	街頭補導時、愛の一声指導の実施 年間374回、延2,697人従事	継 続	継 続	青少年課
・補導指導員対象研修会開催 ・啓発活動実施	—	—	携帯電話の危険性に関する講演実施	継 続	継 続	青少年課

※高保連・・・高校生等保護者連絡協議会

※青少推・・・青少年育成補導推進委員

ニーズ調査結果から

・子どもが安心して遊べる桐生市になって欲しい。

## 第4節 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良質な住宅と良好な居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりのある住宅を確保できるよう、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を支援します。

また、市営住宅の室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進し、良好な居住環境の創出を図ります。

具 体 施 策		施策の概要
①良好な生活環境支援の充実	優良な賃貸住宅の供給拡大	子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援します。
	市営住宅におけるシックハウス対策の推進	シックハウス対策や室内空気中の化学物質濃度の実態調査などを行います。

### (2) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親などが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を進めます。

具 体 施 策		施策の概要
①歩道整備の推進	歩道の新設促進	歩道の設置されていない道路において歩道の新設を促進します。
	ゆったりした歩道の整備	余裕をもってすれ違いができるよう、歩道の幅員を確保します。
	利用者に優しい歩道の整備	マウンドアップ型(歩道の方が車道より高いもの)からフラット型やセミフラット型へと構造を改善し、通行しやすい歩道を整備します。
	休憩・見る・サイクリングなどを楽しむ歩道の整備	歩道を楽しみや交流の場として捉え、多機能な空間づくりを進めます。
	電線類の地中化整備の推進	歩道上の電柱や電線類をなくすことによって、歩道の幅員を広くし、また景観に配慮し、かつ災害に強いまちづくりを進めます。
②交通安全施設の整備	交通安全施設の整備促進	信号機、道路標識・標示、照明灯、防護柵などの交通安全施設を整備し、道路交通上の安全・安心を確保します。
	街路樹、植樹帯などの適切な配置促進	自動車などの通行上の危険防止に配慮し、併せて良好な都市景観の形成や潤いのある街並みの創出を図ります。



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
建替団地において実施	—	平成7年5戸 平成12年4戸	既存団地の改善	既存団地の改善	既存団地の建替え (入居戸数の増設)	建築住宅課
建替団地において実施	—	未調査	既存団地の改善	既存団地の改善	継 続	建築住宅課

## ニーズ調査結果から

- ・市営住宅を充実させて欲しい。

平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	実 施	幅員 W=2.0m 延長 L=70.0m 中通り大橋線街路築造工事 延長=1,430m	継 続	中通り大橋線街路築造工事延長 L=300m 錦琴平線街路築造工事延長 L=940m	都市計画課 道路河川課
実 施	実 施	実 施	実施なし	継 続	継 続	都市計画課 道路河川課
実 施	—	—	幅員 W=2.0~4.3m 延長 L=283.9m	継 続	幅員 W=2.0~4.3m 延長 L=1419.5m	道路河川課
実 施	—	—	8号公園整備工事 整備面積=603m <sup>2</sup>	継 続	継 続	道路河川課 都市計画課※
実 施	—	—	中通り大橋線電線共同化整備 L=159.5m	継 続	継 続	道路河川課 都市計画課※
実 施	実 施	実 施	・道路標識等の修繕 ・区画線設置工事 延長 L=3,400m ・中通り大橋線街路灯設置工事 延長 L=580m、 24本設置	継 続	・道路標識等の 修繕 ・区画線設置工 事延長 L=17,000m	道路河川課 都市計画課※
実 施	—	—	4号・5号・6号緑地整備工 事。 整備面積=507m <sup>2</sup>	充 実	錦琴平線街路築 造工事延長 L=940m	都市計画課

## ニーズ調査結果から

- ・歩いているのが楽しくなるような街にして欲しい。

(3) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦やベビーカーなどを使用するすべての人が、通行しやすい段差のない、安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを進めます。

具 体 施 策	緑化の推進	施策の概要
①公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化促進	<p>「遊園地・動物園」、「自然観察の森」などの環境整備</p> <p>河川空間の有効利用促進</p> <p>街区公園の保守点検</p>	<p>緑とオープンスペースを総合的に取扱い、緑豊かなまちづくりを進めます。</p> <p>子どもや高齢者が家族で憩える場所として環境整備に努めます。</p> <p>水辺にスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤の整備など、バリアフリー対策を実施します。</p> <p>公園内施設において老朽化や故障などを点検し、地域の人が安全に使用できるよう十分な点検を行います。</p>
②子育て世帯にやさしいトイレなどの整備	ユニバーサルデザインによる都市公園などの整備促進	高齢者・障害者を問わずすべての人が日常的な健康づくりや余暇活動が行えるよう新川公園など都市公園を整備します。
※③子育て施設の整備	<p>※託児コーナー (平成20年度～)</p> <p>※児童・子育て室の設置 (平成21年度～)</p> <p>※赤ちゃんの駅設置 桐生市・みどり市連携・交流事業 (平成22年4月1日～)</p>	<p>子ども連れの市役所利用者の利便性を考え、安心して手続きなどが行えるように託児コーナーを整備しています。</p> <p>親子の交流拠点としての推進を図ります。</p> <p>子育て中の親子が、気軽に立ち寄り、おむつ替えや授乳ができる場所を提供し、安心して外出できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルマークを作成、施設に表示</li> <li>・赤ちゃんの駅マップの作成</li> <li>・インターネットにて情報を発信</li> </ul>



赤ちゃんの駅表示マーク





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	実 施	市民植木市：年2回開催、苗木900本・球根2,000球等無料配布 樹木受託58本、払出45本の実施 花いっぱい運動の実施。草花の育苗及び配付、サルビアの35,650本、パンジー32,200本	継 続	継 続 (花いっぱい運動の実施。草花の育苗及び配付、サルビア50,000本、パンジー50,000本など)	公園緑地課
実 施	実 施	実 施	病害虫防除の実施（随時） 植木剪定の実施（随時） 公園施設整備の実施 （主な実施か所22か所）	継 続	継 続	公園緑地課
実 施	—	—	未実施	継 続	継 続	公園緑地課
実 施	実 施	実 施	15か所の公園で専門業者による遊具の点検実施及び公園緑地課による遊具の点検を随時実施	継 続	65か所の公園で専門業者による遊具の点検を実施及び公園緑地課による遊具の点検を随時実施	公園緑地課
実 施	—	—	南公園にユニバーサル機能施設（スツール）を2期設置	継 続	継 続	公園緑地課
—	—	—	本庁舎内子育て支援課に託児コーナーを設置	—	充 実	子育て支援課
—	—	—	新里総合センター内に整備	—	充 実	新里支所 市民生活課
—	—	—	平成22年度から各公共施設、民間店舗など施設に設置予定	—	充 実	子育て支援課

## ニーズ調査結果から

- ・雨天時でものびのびと遊べる場所が欲しい。
- ・小さい子どもだけではなくたくさんの方が集まれる場所が欲しい。
- ・全体が見渡せ、子どもが自由に走りまわれる場所が欲しい。
- ・遊具の整っている公園が欲しい。
- ・トイレや駐車場が整備されている場所が欲しい。
- ・芝生のある公園が欲しい。

(4) 安全・安心まちづくりの推進など

子どものみならず住民全員が犯罪などの被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園、住居等の構造、設備、配置などについて、安心して生活することのできるコミュニティの形成に努めます。

具 体 施 策		施策の概要
①通学路や公園などにおける防犯設備の整備	防犯灯の整備	通学路や公園などに街路などや防犯灯を設置するための補助をします。
	桐生市安全なまちづくり推進条例の推進	地域において犯罪被害を未然に防止するための条例を制定しました。
	「子ども安全協力の家」の普及・促進	地域の家庭に協力して頂き、子どもが危険な状況を感じた時に駆け込める、安心な場所として協力を継続します。
②防犯設備の必要性に関する広報啓発活動の実施	パトロール活動の推進	防犯ボランティア活動に対して、地域安全情報の提供を含め、適切な指導助言を行なうと共に関係団体など幅広くパトロール活動を推進します。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
市内 8,688灯	住民の要望 か所に防犯 灯設置	平成15年新 設7本・移 設9本	管理・運営については各自治 体によって行なわれている。	桐生：市内8,950 灯防犯防止に努 める。	継 続	生活環境課
条例施行	—	—	条例中の基本計画の推進	推 進	推 進	生活環境課
508軒委嘱	実 施	青少年育成 補導推進員・ PTAなどの 協力で実施	子ども安全協力の家普及など の啓発、促進に努めた。 委託件数：682件	継 続	継 続	青少年課
推 進	実 施	青少年育成 補導推進員・ PTAなどの 協力で実施	随時パトロールの実施	継 続	継 続	青少年課

ニーズ調査結果から

- ・防犯など安全対策を充実して欲しい。

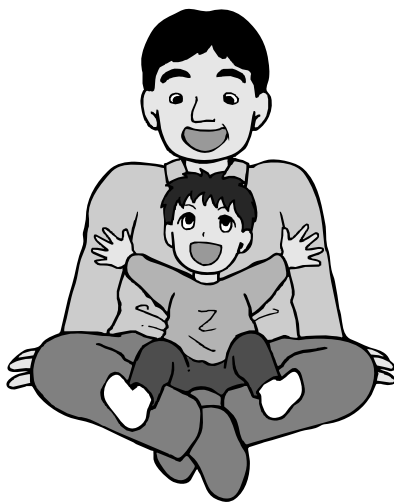
## 第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなど

男性を含めたすべての人が、仕事と家庭の時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう「働き方の見直し」を進める必要があります。

また、労働者、事業主などの職場優先の意識や固定的な性別による役割分担の考え方などの転換を進めるため、広報・啓発、研修、情報提供などを実施します。

具 体 施 策		施策の概要
①育児と仕事の両立を図る	企業の子育て参加の推進	子育てに積極的に参加できるように企業に対し普及・啓発を行います。
	事業所に対する育児休業制度の普及・啓発	育児と仕事の両立が可能な職場環境を創出するよう育児休業制度の普及・啓発を行います。
	育児休業の取得促進と整備	育児休業の取得及び整備などについて設定した目標値の達成に向けて、事業主などに対して意識の啓発を実施します。
	ファミリーサポートセンター事業の推進	再 掲
	父親の子育て参加の促進	父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力し子どもを産み育てて行くために男性の子育て参加を推進します。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
—	—	—	勤労対策協議会などの事業主などに対し、意識啓発を実施 「仕事と家庭を考える月間」ポスター掲示、チラシ配布	実 施	実 施	産業振興課
実 施	実 施	実 施	勤労対策協議会などの事業主などに対し、意識啓発の為、仕事と家庭の両立支援セミナーを実施	推 進	推 進	産業振興課
実 施	実 施	実 施	勤労対策協議会などの事業主などに対し、意識啓発を実施	継 続	継 続	人事課 産業振興課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	保育園行事などの参加の呼びかけ	推 進	推 進	子育て支援課

## ニーズ調査結果から

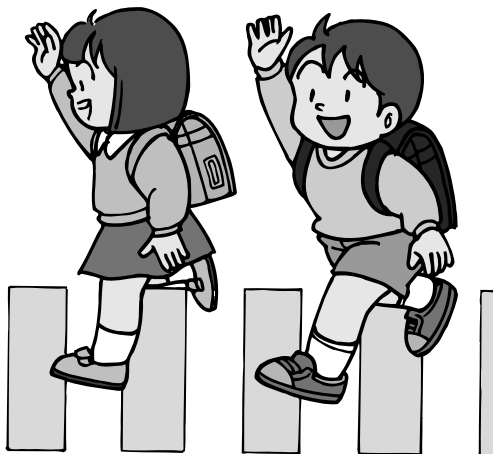
- ・企業への子育て支援充実の呼びかけをして欲しい。
- ・仕事と育児の両立を企業への義務化にして欲しい。

## 第6節 子どもなどの安全の確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校などが連携・協力し、総合的な観点から交通事故防止対策を推進していきます。

具 体 施 策		施策の概要
①子どもを交通事故から守るために	四季の交通安全運動の推進	四季の交通安全運動や各イベントを通じて、交通安全に対する市民の自覚と交通モラルの高揚を図ります。
	交通危険箇所への対応	公安委員会と道路管理者が連携して、生活道路での通過車両の進入や速度の抑制など、事故抑止対策を講じます。
	チャイルドシートの正しい使用の徹底	四季の交通安全運動の一環としてチャイルドシートの正しい使用の徹底がなされるよう指導します。
	保育園・幼稚園・小学校における交通安全教室の推進	交通安全指導を実施する中で、「命の大切さ」を学び交通事故の予防を推進します。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	実 施	実 施	交通対策協議会の4部会中心に市民総ぐるみの交通安全運動の推進	継 続	継 続	生活環境課
実 施	住民からの要望によって関係機関と対応	住民からの要望によって関係機関と対応	道路反射鏡設置23か所 スクールゾーン表示2か所 交差点表示125か所 通学路標識6期 緊急交通安全対策施設整備工事10件	継 続	継 続	生活環境課
実 施	街頭指導、チラシ広報活動により正しい着用利用の促進	—	関係団体と連携し正しい使用の徹底	継 続	継 続	生活環境課
実 施	実 施	実 施	警察、交通指導員、交通安全ヘルパーによる交通安全教室の実施計55回	推 進	推 進	生活環境課

ニーズ調査結果から

・子どもが安心して地域で遊べるようになって欲しい。

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などの被害から守るため、警察、学校、家庭、地域が協力し合い、住民の自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

具 体 施 策		施策の概要
①子どもを犯罪被害などから守るために	犯罪などに関する情報の提供を推進及び関係機関・団体との情報交換を実施	交番・駐在所広報誌や警察本部ホームページなどによって、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口などの情報を提供します。また、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口などの情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。
	パトロール活動の推進	再 掲
	「子ども安全協力の家」の普及・促進	再 掲

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待などによって被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、被害からの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、関係団体が連携し、きめ細かな支援を実施していきます。

具 体 施 策		施策の概要
①心のケアを図るために	教育研究所の相談員による訪問相談などの実施	精神的悩みや立ち直りの支援を行い、保護者や関係機関、子育て支援課との連携を図り、子どもの健全な育ちを支援します。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
情報交換 実施 毎月1回 合同会議開催	児童生徒健全 育成推進 制度による協 定を警察署と 締結  関係団体青 少推実施	関係団体による情報 交換会 (年1～2回)	補導委員、警察、学警連、職 警連との対策合同会議開催 年12回開催	継 続	継 続	青少年課
—	—	—	—	—	—	青少年課
—	—	—	—	—	—	青少年課

ニーズ調査結果から

- ・防犯対策を充実させて欲しい

平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
推 進	—	—	保護者や関係機関との連携を図り ながら、精神的悩みや立ち直りへの 支援を行い、子どもの健全な育 ちを支援できるよう努めた。	充 実	継 続	学校教育課

ニーズ調査結果から

- ・いじめや不登校、育児全体的に不安を感じるの所以对応できるサービスを望む。

## 第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、きれ目のない総合的な支援を図ります。また福祉関係者のみならず、関係機関の協力体制の充実も進めていきます。

具 体 施 策		施策の概要
①児童虐待予防と早期発見を図る	児童虐待防止連絡協議会の充実 (要保護児童対策地域協議会)	児童虐待について、迅速な対応が可能となるよう教育・医療・保健・福祉・警察・人権団体など関係機関を含めた協議会を整備し、被虐待児童の早期発見とサポートシステムの充実を図ります。 再 掲
	母子緊急一時保護の促進	夫や親密な男性などの暴力からのがれたいときなどに、女性・母子を緊急に一時保護し、安全を確保します。
	家庭児童相談室の充実	児童に関わる家庭の人間関係などの相談を行う家庭児童相談室を充実させます。東部児童相談所、教育委員会、関係機関と連携し、迅速に対応します。 再 掲
	民生委員児童委員・主任児童委員との連携促進	主任児童委員・民生委員と連携し、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。 再 掲
	母子保健推進員活動の周知	再 掲



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
—	協議会設置 サポート システムの 推進	—	要保護児童対策地域協議会 代表者委員会 2回 実務者会議 2回 ケース検討会議 13回	—	—	子育て支援課
実 施	県との連携 により推進	県との連携 により推進	県保健福祉事務所、女性セン ター児童相談所との連携によ って対応	充 実	充 実	子育て支援課
実 施	—	—	相談員の知識向上・技術向上 職員2人 嘱託1人	充 実	充 実	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	・民生委員児童委員(283人) による相談受付 (832件) ・主任児童委員による「子育て 小屋」の実施(2ヵ月に1度)	—	—	福祉課 子育て支援課
—	—	—	—	—	—	健康課

ニーズ調査結果から

・身近に相談相手がないので不安を感じる。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業支援などのために、総合的な対策を講じていきます。

具 体 施 策	施策の概要	
①ひとり親家庭の自立を図るために	ショートステイ事業の推進	ひとり親家庭が利用する場合は自己負担をなくします。(再掲)
	ひとり親家庭自立相談の充実	ひとり親家庭の自立相談の充実を図ります。
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業の推進	就業のための特別の知識・技能習得、及び資格取得を目指す人に受講料などの補助をします。
	児童扶養手当の支給	母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために、児童扶養手当の支給と制度の周知を推進します。
	ひとり親家庭等児童入学扶助の充実 (平成18年度まで中学入学も扶助)	ひとり親家庭などの児童が小学校へ入学する時に支給します。
	母子福祉関係団体の育成(母と子の会)	母子家庭の母と子及び寡婦、若年母子など母と子の福祉を推進します。
	交通遺児家庭への支援の充実	交通遺児家庭の生活安定と子どもの健全育成を図るため、交通遺児手当と奨学助成金を支給します。
	母子家庭等福祉医療費助成事業の推進	子どもが18歳になるまで、母子の医療費を助成します。
父子家庭福祉医療費助成事業の推進	子どもが18歳になるまで、父子の医療費を助成します。	



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
実 施	—	—	2か所の児童福祉施設と契約 利用実績0人	実 施	実 施	子育て支援課
実 施	—	—	・母子自立支援プログラム策 定事業 (1人) ・高等技能訓練促進費補助金 (5人)	充 実	充 実	子育て支援課
実 施	—	—	0人	充 実	充 実	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	全部支給者：517人 一部支給者：549人	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	—	—	123人対象 (@4,000円)	継 続	継 続	子育て支援課
—	—	—	母と子の会に補助金交付 315,000円	—	継 続	子育て支援課
実 施	—	—	交通遣児手当 月3,000円×延95人×12か 月奨学金給付 ・高校 2人 ・専修学校 1人 ・大学 2人	継 続	継 続	子育て支援課
実 施	実 施	実 施	18歳未満 (18歳の誕生日以 後、最初の3月31日までの者 を含む) の児童を扶養してい る母子家庭等の親と子に、医 療費の自己負担分を助成 ・受給者数：3,252人 ・助成額：107,897千円	継 続	継 続	保険年金課
実 施	実 施	実 施	18歳未満 (18歳の誕生日以 後、最初の3月31日までの者 を含む) の児童を扶養してい る父子家庭等の親と子に、医 療費の自己負担分を助成 ・受給者数：292人 ・助成額：8,686千円	継 続	継 続	保険年金課

## ニーズ調査結果から

- ・経済的援助の充実をして欲しい。
- ・医療費の無料化の対象年齢を引き上げて欲しい。

(3) 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健康診断などを推進します。

障害をもった子どもが健全に発達し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、福祉サービスを推進し、保護者に対する支援も実施します。

★の事業については、障害者自立支援法に基づく事業であるため、今後、障害者自立支援法が廃止され、新たな法律が制定されることにより、事業名及び内容に変更が生じると考えられます。

具 体 施 策	具 体 施 策	施策の概要
①障害の発生予防と軽減を図るために	母子健康の確保	再 掲
	乳幼児健診の実施	再 掲
	療育担当者会議の推進	発達支援が必要な乳幼児について、関係者が集まり最善策を協議します。
②生活の質の向上のために	★児童デイサービス事業の推進 (平成18年10月障害児通園事業から事業名変更)	障害児に対して、通園方法により日常生活における基本動作の指導・集団生活への適応訓練などを行います。
	障害児福祉手当の支給	在宅重度障害児に対して、その重度の障害のために生じる、特別の負担の一助として手当を支給します。
	★重度障害児日常生活用具給付事業の推進	重度の障害児に、自立した日常生活を支援する用具（特殊マット・頭部保護帽・たん吸引機・紙おむつなど）を給付します。 ※紙おむつは平成18年10月から下記事業から移行
	★障害児補装具給付事業の推進	身体障害者手帳の交付を受けている児童に対して、義肢・車椅子・補聴器など補装具の交付及び修理を行い、身体機能の障害を補い負担を軽くします。
	★障害児短期入所事業の推進	障害児を介護している保護者あるいは介護者が、冠婚葬祭や傷病・リフレッシュなどで一時的に介護できない時に、施設に宿泊して介護します。
	★※日中一時支援事業の推進	日中、障害児の家族の就労支援及び一時的休息の確保のため福祉サービス事業所において、一時的な見守りの支援を行う。 ※平成18年度から上記事業から再編
	心身障害者福祉医療費助成事業の推進	重度の障害児に対して保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行います。



平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
—	—	—	—	—	—	健康課
—	—	—	—	—	—	健康課
実 施	—	—	会議2回、発達相談会3回教育委員会計画の発達障害児早期総合支援モデル事業への協力年10回	継 続	推 進	健康課 子育て支援課
3人	0人	0人	1人	増 加	2人	福祉課
51人 手当月額 14,430円	9人	—	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者に支給。(扶養義務者の所得制限有) 月額14,380円60人	継 続	60人 (額については「自動物価スライド制」のため変更される可能性有)	福祉課
5件交付	0件	0件	217件交付	継 続	220件	福祉課
135件交付 12件修理	6件	0件	24件交付 18件修理	継 続	25件交付 20件修理	福祉課
延人数69人 利用日数 273日	5人	0人	延べ人数 13人 利用日数 55日	継 続	延べ人数 15人 利用日数 60日	福祉課
—	—	—	利用実人数 31人 延べ利用回数 1,584回	—	利用実人数 35人 延べ利用回数 2,100回	福祉課
実 施	重度障害 8人	実 施	福祉医療費助成制度に該当する程度の心身障害者に、医療費の自己負担分を助成 ・受給者：1,572人 ・助成額：292,970千円	継 続	継 続	保険年金課

具 体 施 策	具 体 施 策	施策の概要
③社会参加促進のために	障害児の地域支援活動の推進	JRC活動の一環として、障害児と交流を図ります。
	★障害児ホームヘルプサービス事業の推進	障害児の居宅において入浴、排泄及び食事などの介護、家事、生活などに関する相談及び助言を行います。
	★※移動支援事業の推進	外出時の円滑な移動を支援し、自立支援や社会参加を促します。 ※平成18年度から上記事業から再編)
	★心身障害児生活サポート事業の推進	在宅の心身障害児を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、登録している一定の資格を有する者及び団体（サービスステーション）が心身障害児の介護を行います。
②生活の質の向上のために	障害児保育事業の推進	再 掲
	★心身障害児集団活動・訓練事業の推進	特別支援学校などに通学する児童の放課後、集団での遊びや訓練を通して、情報交換や学習をします。
	通級指導教室	難聴や言語障害のある児童に対して、ことばの訓練を行います。
	養護学校・特別支援学級の充実	特殊教育の充実を図り個性を伸ばします。
	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある満20歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。





平成16年4月			現状 平成20年度実績	前期作成時目標 平成21年度	目 標 平成26年度	所管課
桐生	新里	黒保根				
青少年赤十字指導者協議会実施事業の支援	—	—	桐生地区JRCリーダー研修会実施	継 続	継 続	青少年課
13人延 利用時間数 667時間	実 施	—	利用実人数 14人 延べ利用時間 1,727時間	増 加	利用実人数 15人 延べ利用時間 2,700時間	福祉課
—	—	—	利用実人数 26人 延べ利用時間 1,668時間	—	利用実人数 30人 延べ利用時間 2,160時間	福祉課
介護者利用 171件 サービスステーション 利用 28件	—	—	介護者利用者 205件 サービスステーション 4件	継 続	介護者利用者 234件 サービスステーション 6件	福祉課
—	—	—	—	—	—	子育て支援課
学童クラブ きらきら星 学童クラブ めいぶる 2か所で実施	7人/日	—	学童クラブ きらきら星 学童クラブ めいぶる 学童クラブ つつじkid'sクラブ 3か所で実施	継 続	継 続	福祉課
実 施	—	—	指導の充実と担任と家庭との連携の推進	継 続	継 続	学校教育課
実 施	—	—	個々の能力、特性にあわせた個別の指導計画の作成と指導の充実。発達障害早期総合支援モデル事業の推進（文部科学省指定）	継 続	継 続 （発達障害早期総合支援モデル事業（文部科学省）については平成21年度で終了）	学校教育課
実 施	実 施	実 施	受給者数：170人 （対象世帯数：170世帯） 対象児童数：181人 ※兄弟児など含	—	継 続	子育て支援課

ニーズ調査結果から

- ・ 急病や急用時の育児サポートの充実



## 第 3 編

### 計画を推進するための方策





## 第1章 地域社会の役割

### ① 家庭の役割

結婚や子育ては人生を豊かにするものであり、これに夢や希望を見いだすものです。とりわけ子育てについては、子どもの成長とともに親も成長するものであります。

家庭は、社会を組織する基礎的な集団であり、子どもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。子どもの思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域と連携し、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

### ② 地域の役割

地域にとって、子どもや青少年は次代を担う、かけがえのない「宝」であるという認識のもと、子どもの成長や青少年の交流を見守り、育てていくことが必要です。

地域社会は、そこに住む人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士のつながりを深め、町内会や自治会など地域における各種の組織・団体が相互に連携し、家庭や行政では十分に行えない部分について手を差し延べ、住民の主体的な子育て参加が求められます。

### ③ 教育の役割

学校や幼稚園は、子どもの健やかな成長の過程で最も重要な時期であり、豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関として、多様な体験を通じて、「生きる力」を身に付けられるよう教育を推進していく必要があります。

### ④ 企業の役割

企業は、夫婦の共働きが増大する中で、従業員に対して積極的な子育て支援を行うことが大切となっています。職業生活と家庭生活との調和を保ち、就業環境・条件の整備を推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに努め、社会に貢献する必要があります。

### ⑤ 行政の役割

行政は、市の実情を踏まえた推進計画を作成し、家庭、学校、地域、企業と調整、連携しながら、「結婚」、「仕事」、「保健・医療」、「子育て」、「教育」、「男女共同参画」、「環境」などの幅広い視点から総合的に少子化対策を推進します。

これらの子育て支援の充実を図るためには、様々な分野の協力が必要となることから、行政は、各担当課が連携し、体制を整備することで、地域の実情や住民のニーズに応えるよう効果的に着実に施策を推進する必要があります。

## 第2章 計画の取組体制

### 第1節 取組方針

当計画は、桐生市の少子化対策・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものであり、各施策の推進について関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいくことを示しています。また、少子化対策・子育て支援は社会全体で解決する問題であるとの観点から、事業主や子育て活動をしている団体をはじめとした住民一人一人が行政と協力して計画を推進していきます。

### 第2節 事業の進捗管理

#### (1) 地域協議会の設置

当計画を適切に推進し、事業の進捗管理や点検を行うため、市民、保育、保健、福祉、教育の関係者からなる「次世代育成支援対策地域協議会」において計画の進行管理などを行います。

#### (2) 推進委員会の設置

各種子育て支援事業を推進するために、庁内の子育て支援関係各課の担当者からなる「次世代育成支援対策推進委員会」において、計画の進行管理を行います。

## 参 考 資 料

1. 次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
2. 次世代育成支援対策地域協議会の委員名簿
3. 次世代育成支援対策推進委員会の設置及び運営に関する要綱
4. 次世代育成支援対策推進委員会委員名簿
5. 後期行動計画作成に伴う次世代育成支援対策地域協議会・  
推進委員会開催経過
6. 次世代育成支援対策地域協議会審議内容
7. 桐生市次世代育成支援後期行動計画に関する  
パブリックコメント検討結果内容







## 次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。）」第21条に基づき、桐生市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について、協議するため次世代育成支援対策地域協議会を設置する。（以下「地域協議会」という。）

### (所掌)

第2条 次世代育成支援行動計画に基づく実施状況を把握・検討及び評価し、市長に対して具申を行う。

2 地域協議会は、市長の諮問に応じ、後期行動計画策定に関し審議を行い、計画原案を市長に答申する。

### (組織)

第3条 地域協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に定める関係団体の推薦を受けた者及び一般公募された者とし、市長が委嘱する。なお、委員報酬は無償とする。

### (会長および副会長)

第4条 地域協議会には会長、副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総務し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 地域協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があるときは関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

3 会議は年2回を予定し、その他必要に応じて行うものとする。

### (任期)

第6条 委員の任期は委嘱日の属する年度から2年度までの間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は桐生市保健福祉部子育て支援課子育て支援係において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会において定める。

### 附則

この要綱は平成19年5月30日より施行する。  
この要綱は平成20年4月1日より施行する。  
この要綱は平成21年4月1日より施行する。

別表

桐生市医師会  
桐生市歯科医師会  
桐生人権擁護委員協議会  
桐生市議会  
桐生市民生委員・児童委員連絡協議会（主任児童委員）  
桐生市子ども会育成団体連絡協議会  
連合群馬桐生地域協議会  
桐生市区長連絡協議会  
桐生市公立幼稚園  
桐生市私立幼稚園  
桐生市公立保育園  
桐生市私立保育園連盟  
桐生商工会議所  
桐生市PTA連絡協議会  
桐生警察署  
桐生栄養士会健康づくり部会  
桐生市母子保健推進協力会  
子育てサークル  
学識経験者



## 次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

NO	氏名	団体名（役職名）	備考
1	飯山 三男	桐生市医師会（副会長）	
2	須永 實	桐生市歯科医師会（副会長）	
3	本間 光雄	桐生人権擁護委員協議会 （桐生人権擁護委員協議会委員）	会長
4	津布久 博人	桐生市議会（教育民生委員）	
5	堀込 洋之	桐生警察署（生活安全課長）	
6	津久井 弘	桐生市区長連絡協議会（会長）	
7	廣田 須磨子	桐生商工会議所（女性会会長）	副会長
8	月門 快憲	桐生市民生委員・児童委員連絡協議会 （子ども福祉研究部会長）	
9	人見 武男	桐生市PTA連絡協議会（会長）	
10	町田 千江	連合群馬桐生地域協議会（事務局次長）	
11	尾内 理樹	桐生市立幼稚園（広沢幼稚園長）	
12	新藤 みどり	桐生市私立幼稚園（会長）	
13	川島 洋子	桐生市公立保育園長会（会長）	
14	白石 泰元	桐生市私立保育園連盟（会長）	
15	高瀬 清美	桐生市こども会育成団体連絡協議会（会計）	
16	大阿久 京子	桐生栄養士会（健康づくり部会長）	
17	亀井 君江	桐生市母子保健推進協力会 （第13区代表者 理事）	
18	今井 美和	子育てサークル（会長）	
19	萱間 佳代子	子育てサークル	
20	鳥海 博男	学識経験者	

敬称略、順不同

次世代育成支援対策推進委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 桐生市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）を総合的かつ計画的に推進するために次世代育成支援対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進委員会は行動計画を推進するために、総合的な企画、調整、立案を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 推進委員会の所掌事務は次に掲げるものとする。

- (1) 行動計画の進行管理に関すること。
- (2) 関係部課相互間の連絡調整に関すること。
- (3) 国・県の計画改定による計画の見直しに関すること。
- (4) その他行動計画の推進に関し必要なこと。

(組織)

第4条 推進委員会は委員20人以内で組織する。

- 2 推進委員会の委員は、子育て支援に関係する部課等の職員から所属長の推薦する者をもって充てる。
- 3 推進委員会には委員長1人、副委員長1人を置く。
- 4 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 5 委員長は会議を総務し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は推薦日の属する年度から2年度までの間とし、再任を妨げない。  
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 推進委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年6月5日から施行する。  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



## 次世代育成支援対策推進委員会委員名簿

NO	氏名	課名	備考
1	藤川 恵子	人事課	
2	亀山 和美	市民活動支援課	
3	高橋 宏江	保険年金課	
4	前田 和秀	生活環境課	委員長
5	鎚木 京子	福祉課	
6	小山 敏恵	介護高齢福祉課	
7	尾池 敬子	健康課	
8	田村 優子	産業振興課	
9	関口 忠志	都市計画課	
10	今泉 繁	道路河川課	
11	丸山 勝	公園緑地課	
12	中鉢 恵子	建築住宅課	
13	古川 治男	教育総務課	
14	田川 昇一	スポーツ体育課	
15	石原 優子	生涯学習課	
16	印東 秀	学校教育課	
17	星野 正史	青少年課	
18	小林 友子	子育て支援課 (子育て支援センター)	
19	中里 玉枝	新里支所市民生活課	副委員長
20	前田 雅之	黒保根支所市民生活課	

敬称略、順不同

事務局	子育て支援課長	須田 由美子
	子育て支援課子育て支援係長	斉藤 誠一
	子育て支援課保育係長	八町 敏明
	子育て支援課子育て支援係	新井 広明
	子育て支援課保育係	河内 晃子

後期行動計画作成に伴う次世代育成支援対策地域協議会・推進委員会開催経過

	地域協議会	推進委員会
20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査（アンケート）内容検討</li> <li>・アンケート集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査（アンケート）内容検討</li> <li>・アンケート集計</li> </ul>
21年度 4月		
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査分析</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状伝達</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の把握・課題の抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査結果などから現状の把握、課題の抽出</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会における前期行動計画の成果と課題・基本方針・目標の設定、目標に向けての取組の検討結果について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期行動計画の成果と課題・基本方針・目標の設定(事業実施各課において検討)</li> <li>・目標に向けての取組の検討(各課具体施策)</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> <li>・次世代育成支援対策全般について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期行動計画に向け各課具体施策について確認及び検討、推進方法の検討</li> </ul>
22年度 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議した課題について協議</li> <li>・素案の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の見直し</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントに対する検討</li> <li>・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントに対する検討</li> </ul>



## 次世代育成支援対策地域協議会審議内容

会長 本間 光雄

### ◇ 地域協議会の基本的な姿勢

- ・ 子育てのしやすい街は、全ての人にとって住みやすい街であるとの共通認識を共有し、議論を深めた。
- ・ 特定14事業前期行動計画に挙げられた具体施策の進捗状況を検証するとともに、それぞれが抱える問題点などについて議論を重ねた。
- ・ 議論は、特定14事業のみならず、広く行われた。
- ・ 今後国の政策変更が予想される事業もあるが未確定部分も多く、従って現行の制度を基本として検討を加えた。

### ◇ 事業を推進するにあたって

- ・ 事業項目によっては担当課が複数関係するものがあり、担当課間の連携を一層深めることが必要である。
- ・ 市民の目で見れば同じ内容の事業に見えてしまいがちのものもあるが、所轄庁の違いなどによって担当課が異なってしまう場合がある。市民にとって分かり難く、サービスの低下を招く恐れが憂慮される。行政として市民に分かりやすいよう工夫すべきである。
- ・ 前期行動計画作成時に強く実現を求められた事業の推進。
- ・ 市民アンケートに寄せられたニーズにどのように対処し、具現化を図るのか。

### ◇ 事業推進にあたっての今後の課題として

- ・ 近年の財政状況を考えると、新規に施設を設けることによって実現を図ることが困難な部分が多々認められる。現有の施設（統廃合によって利用されていない校舎・園舎など）の効果的活用を図る必要がある。
- ・ 積極的に市民参加型の事業展開を図る必要がある。
- ・ 桐生市として市民ニーズに即した独自事業を展開する必要がある。

特に必要と認められる事業については別記することとした。

**地域協議会での審議内容**  
**― 今後検討が必要な委員から出された意見・要望 ―**

◇ 児童館などの設置について

- ・ 子育て支援の中核的機能を果たす場所としての児童館を設置する必要がある。
- ・ 未入園児や小学生の居場所の確保という観点から児童館は必要だと思う。
- ・ 昨今共働きの世帯が増加しているので、雨の日、長期休業中など放課後児童クラブと違った、親子が気軽に利用できる場所としての児童館などが必要である。
- ・ 子育て支援に関係するボランティアなどの活動拠点となることができる。
- ・ 子育てに関する相談などを一か所で済ますことが出来る窓口としての機能を果せる。
- ・ 具体施策の項目に、「児童館以外の遊び場の整備」という項目があるので、実験的に支援センター、その他の施設などで小学生までを対象としたイベントを開催、周知を図り、実施してはどうか。

◇ 地域における子育ての支援や子どもを犯罪などから守るために

- ・ 夜間に市内のショッピングセンターなどにたむろをしている子どもが、なぜそのようになったのか、家庭や子どもの実態を把握して対応できるようにしてほしい。
- ・ 地域、学校、行政が連携を図り、支援が必要と思われる家庭に対して実情を把握して対応する必要がある。

◇ ひとり親家庭への支援について

- ・ 国で施策展開されている各種手当など、現在は母子家庭のみが該当であるが、父子家庭も対象にしてほしい。
- ・ 桐生市における子どもの貧困率や、ひとり親世帯の貧困率を算出するなど、貧困の実態を把握する研究・努力を行い、改善・解消を進める必要がある。





◇ 無保険の子ども解消について

- ・ 無保険になっている子どもがいるので、そのような事がないように対応して欲しい。
- ・ 国民健康保険税の滞納世帯に対する「被保険者証取り上げ」をやめること。とりわけ18歳までの被保険者に対しては無条件に短期被保険者証を発行すること。

◇ 良質な住宅の確保について

- ・ 民間の賃貸住宅を市で借り上げなどし、子育て世代が入居し易いように整備して欲しい。
- ・ 住宅環境関係については、子育て世代の支援と、人口増につながる検討をお願いしたい。
- ・ 既存団地の改善ではなく、供給拡大が図られるようにして欲しい。
- ・ 公営住宅の家賃について自己負担分の補助、減額制度などを設けて欲しい。

◇ 私立幼稚園について

- ・ 私立幼稚園を所管する担当課を設けて欲しい。
- ・ 行政の支援を考えてもらいたい。

◇ むし歯予防について

- ・ フッ化物洗口について、教育委員会においても推進して欲しい。

## 地域協議会での意見・要望を受けて

審議内容については、平成20年4月から平成22年3月まで17回にわたり、前期行動計画の見直しから後期行動計画の具体施策に至るまで、広範囲に渡り審議をしていただきました。

特に、「地域における子育ての支援」や「子育てを支援する環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立支援」などにつきましては、地域の協力や支援の必要性を再認識しながら、安心して子育てができる社会作りを最優先として捉え、計画に盛り込みました。

「児童館などの設置」や「子どもを犯罪から守る」、「ひとり親家庭への支援」などについては、今後のさらなる研究課題とさせていただき、市民や地域協議会のみなさまとともに次代を担う子どもが、夢を持って元気に育つことができるようにしていきたいと考えております。



## 桐生市次世代育成支援後期行動計画に関する パブリックコメント検討結果内容

1. パブリックコメント募集期間 平成22年2月8日～平成22年2月18日
2. パブリックコメント受付件数 19人(27件)  
提出方法 (Eメール2人、子育て支援課へ直接2人、FAX15人)
3. パブリックコメントの概要及び所管課並びに次世代育成支援対策地域協議会検討結果

No.	該当事項	パブリックコメントの概要	検討結果
1	第1編、第1章、 第2節①～⑥	<p>仕事も育児も楽しむ生き方を推進し、「良い父親」ではなく、「笑っている父親」を増やすことが重要。</p> <p>お仕着せのマニュアル的な政策ではなく、父親が主体的に育児に関わりたくなるような企画であれば、男女共同参画・次代の親づくり・ワーク・ライフ・バランス・地域振興に役立つことに繋がるので、もっと父親支援に注力すべき。</p>	<p>※検討結果については各所管課、次世代育成支援対策地域協議会においても検討しています。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスについての認識を深めていただけるよう、機会をとらえてセミナーの開催、各種事業を実施する中で、積極的に啓発を努めてまいります。</p> <p>(産業振興課)</p> <p>父親の育児参加についての考え方は、思春期の頃からと捉え、健康課では、高校生への出前講座「赤ちゃんのお風呂」の実習を行っています。妊娠期には、ママ&amp;パパ教室にて、パパの作るランチや赤ちゃんのお風呂の入れ方など講習しています。みどり市の教室(平日夜間)や桐生市のママ&amp;パパ教室(産後編)の相互利用が可能になりました。</p> <p>子育て支援センターでは、父親も参加し、リズム体操や遊びなどを行っています。</p> <p>今後も父親の育児参加を促し、子育てにゆとりを持ち、楽しく過ごせるような事業を取り入れて行きたいと考えております。</p> <p>(子育て支援課・健康課)</p> <p>※次世代育成支援対策地域協議会委員より。広報「きりゅう」で、子育てに関する掲載内容はまとめて掲載できるように工夫してもらいたい。また、土・日開催の事業など周知を充分に行って下さいと意見が出されました。</p>

<p>2</p>	<p>㉞㉟～㊱</p> <p>第3章 1節、2節、3節</p>	<p>「子どもを産み育てることに夢の持てるまち」にするためには、桐生ならではの社会資源を活かした子育て環境の整備が欠かせない。</p> <p>児童館の建設より既存の施設の活用を求めたいし、利用者の周知方法や実際の効果測定までトータルで検証すべき。</p> <p>子育ての考え方が多様化しているからこそ、柔軟でメリハリのある政策を期待する。</p> <p>仕事と育児を両立したいと希望する男性は7割いるが、現実には仕事優先の人が7割。これらを踏まえ、当事者や社会のニーズに合致した政策を望む。</p> <p>教育とは、「子どもが本来持っている可能性を引き出す」ことであり、上からものを教えることではない。それは大人にもあてはまる。</p> <p>子育てを通じた大人の意識改革の実現を期待する。</p>	<p>平成19・20・21年度、関係団体と連携して「仕事と家庭の両立支援セミナー」を開催し、各企業の参加で実施しています。今後も積極的に実施していきます。</p> <p>(産業振興課)</p>
<p>3</p>	<p>P11「母親の就労状況」</p>	<p>半数以上の母親が就労している状況で支援の幅が少なく感じます。</p> <p>正社員で勤務する場合、土日祝日勤務が求められる職場が多く、仕事をしたくても出来ないでいる母親が多いです。</p> <p>弊社は土日祝日が休日のため、求人を行うと休日を理由に働ける条件だから応募してくださる方が数百人に登りました。それでも採用枠は5人です。また、勤務を始めても病後児保育には条件があるため実際は勤務を休んで看病にあたる。1人であればまだ良いが、兄弟がいる場合は兄弟にも感染し、連続で休暇を取らなければならない。病後児保育の制限を広げていただきたいです。放課後児童クラブの預かり時間が18時までは早すぎます。</p>	<p>今後も仕事と家庭の両立支援ができるよう、あらゆる機会をとらえて、企業等に働き掛けをします。</p> <p>(産業振興課)</p>



		<p>勤務終了後に間に合わないこともあります。医療職や福祉で働く女性が多いですが、勤務制限が設けられ肩身の狭い思いで働いている方が多いです。</p> <p>職業生活と家庭生活の両立支援を行うのであれば、この点を改善しなければ両立は厳しいと思います。</p>	
4	P 8 6 ④企業の役割	<p>企業として、支援をしていく中でほとんど助成がないです。人材・経費においても全面的に会社負担であり、今後継続していくことに不安を感じます。子育てに関する休みが取りやすい弊社では、多めの人材を確保することで対応しています。その人件費や託児所の運営費用は年間1千万円を越えてしまいます。中小企業であればなおさら人材確保・費用の捻出は大変苦しいのです。この点において企業に対して支援を是非お願いします。</p>	<p>現在は補助制度がなく、今後事業を実施する上の参考とさせていただきます。 (産業振興課)</p>
5	P 3 7 成果と課題	<p>表現は正確にしてください。 「市内の全小学校に設置され」は不正確。 平成21年度までで言えば、実際は川内北小学校にはない。 平成22年度以降で言えば、天沼学童が「小学校外」に設置される予定である。もし、「小学校区」という意味で使っているのならば、そう明記した方が良い。</p>	<p>ご指摘の通り、「小学校区」と修正いたしました。 (子育て支援課)</p>
6	P 3 7 今後の方向性	<p>「小規模クラブの運営の充実」とあるが、「小規模クラブ」とはどの規模をいうのか規定があいまいである。もし71人以上の「大規模」以外を指すとすると、大規模解消後は「全クラブ」ということになる。</p> <p>「運営面」について検討の意味がわからない。運営面は「運営委員会」に委託しているはず。運営委員会を行政として指導するとい</p>	<p>学童保育対策事業費補助金交付要綱において、小規模加算の対象となっております、年間平均児童数10～19人でかつ開設日数が250～280日のクラブと捉えております。</p> <p>今後、各クラブの運営委員会代表者で組織し、課題等を協議する場を設けます。 (子育て支援課)</p>

		う意味ならば、そう明記して欲しい。	計画も上記のとおり修正いたしました。 (子育て支援課)
7	P 3 7 今後の方向性	<p>今後の方向性の運営面の検討で、次の2点の明記を望みます。</p> <p>①「サービス利用者の視点」を大切にし、運営に保護者の希望が反映できるような仕組み作りを検討します」本計画の「基本的視点(P2)」で述べているように「当事者である子どもの視点」や「利用者(預けている親)の視点」が大事である。にもかかわらず「教室を貸している校長の視点」など利用者サイドでない大人の論理が優先される問題が多い。</p> <p>②「運営委員会方式が運営上最適であるかを検討します」上記①を実現するために(個人的には)「運営委員会方式をやめる」ことが最初にすべき運営面の改善だと思う。</p>	<p>①の仕組みを作ることについては、各クラブの運営委員会と保護者会で連携を図り、実現に向け重要と解することができます。</p> <p>②については今後、各クラブの運営委員会代表者で組織し、課題等を協議する場を設けます。 (子育て支援課)</p>
8	P 3 7 放課後児童健全育成事業	<p>学童保育は、共働き家庭にとって子どもの安全、健全な育成になくなくてはならず、放課後や夏休みなど安心して預けられる環境の拡充を一層進めて頂きたい。そのために施設の設備、スペースの確保(専用室)、指導員の質の維持向上のための安定雇用、身分保障、待遇改善への具体的な計画を盛り込んで欲しい。</p>	<p>これらの課題については、市内各クラブの代表者(運営委員長)に集まっていただき、課題等協議する場を設けます。</p> <p>また、次世代育成支援対策地域協議会委員より同様の意見が出されました。 (子育て支援課)</p>
9	〃	<p>児童クラブの運営の充実については施設・運営・指導員についての具体的な改善が望まれると思います。</p> <p>施設については、マニュアルにも明記されている1人あたり1.65㎡以上、運営については1人親家庭の補助制度、指導員については安心して働き続けられる身分保障の改善が児童クラブの質の向上につながると思います。</p>	



10	〃	<p>運営充実の為の公的補助をもっと検討して欲しい。</p> <p>市として学童の指導員の大変さをもっと理解し、実態を見てもらいたい。同じ市内で格差が無いようにして欲しい。(保育料等)</p> <p>未就学児に対しての方が支援が充実している様な気がする。</p>
11	〃	<p>保育料について、各クラブにより親の負担がまちまちで不公平感があります。収入の差なども考慮に入れた保育料の設定、また、これからの社会は「父だけが働く」という時代ではなくなっていると思うので、公的な補助も拡大して、ますます運営の充実を望みます。</p> <p>設備について、子どもたちが「家に帰って来た」と安心するような、親たちも安心して預けられるような安心・安全な設備の充実。</p>
12	〃	<p>保育料の一律化をお願いします。</p> <p>指導員さんの保障充実を希望します。</p>
13	〃	<p>同じ市内で保育料が違うのはおかしいと思うので、統一してもらいたいと思います。</p>
14	〃	<p>学童保育所の実態を現場で把握していただきたい。アンケートや書類では分からない事柄が多くあるのです。</p> <p>単なる監視役ではない指導員の仕事をご理解いただきたいと思います。その上で、指導員の待遇改善を強く望みます。例えば週休二日制、指導員の賃金アップ(特に専任指導員の賃金は低いと思います。)</p>
15	〃	<p>指導員の待遇改善について進めて欲しい。</p>

16	〃	<p>設置運営マニュアルにもあり、保育の向上を図るためにも、指導員の待遇及び環境を整備して欲しい。</p> <p>保育料の負担を低減して欲しい市からの援助をお願いします。</p> <p>指導員が職業として成り立つように、若い世代にとって魅力ある職場であるよう支援して欲しい。</p>	
17	〃	<p>保育料の負担は大きい為、少しでも軽減されるよう補助して頂きたいです。</p> <p>指導員給与に関してですが、指導員の給与保障を考えた上で、市で管理し、支給されるようにして頂きたいです。</p>	
19	〃	<p>学童に対しての援助や補助をもっと考えてもらいたい。</p> <p>市はもっと学童の事を考えて、親は学童に子どもを預けやすい、子どもは学童に行きやすい、指導員は仕事のしやすい環境、運営側は学童の運営をしやすい、こういった環境になる様に、市と学童のつながりをもっと良く考えて欲しい。</p> <p>「放課後児童クラブ設置運営マニュアル」を作っただけで終わらずに、この内容の通りに実行できる様、市と学童が協力して頑張ってください。</p>	
20	〃	<p>仕事をしなければならぬ環境の為、学童保育所に子どもを預けられる為、安心は出来るのですが、保育料の負担がある為少し補助をして頂きたいです。学校とは別の所に建てて欲しいです。</p>	
21	〃	<p>運営委員会に運営を任せているが、市では運営に関わるつもりはないのか。</p> <p>指導員の待遇面について、若い人たちにも魅力あるものとされたい。</p>	





23	〃	学童保育に關しての補助金に対し、市の単独補助の適用を検討していただきたいと思ひます。	
24	〃	<p>大規模クラブの分割により、40人未満の学童を作ったが、その後退所する児童により36人のラインを割れ込んでしまったりする例がある。そのため当初の予算と決算額に大きな「ズレ」が生じる、むやみに分割をするのはいかなものか。</p> <p>働く親が安心して子どもを預けられる学童保育所の充実の為、指導員の確保や身分保障、収入の安定等、市として取組んでもらいたい。運営母体を市に設置して、保育料の一律化、福利厚生等市内学童の一律化を希望。</p> <p>指導員の研修や資格制度の確立、学童保育指導員としての資格制度のための研修を市として実施してもらいたい。</p>	
25	〃	今回の「桐生市次世代育成支援後期行動計画の素案に關する意見」もそうですが、学童に關する事は、広報だけではなく、直接学童の方にも通知連絡してもらいたい。	今後参考とさせていただきます。 (子育て支援課)
26	〃	「放課後児童クラブ設置運営マニュアル」の配布を受けたが、市ではどの様に利用したいのか。	<p>マニュアルについては、国のガイドライン、群馬県のマニュアル等を加味し、基本的な事項を示したものであり、各クラブ、各運営委員会において活動、運営の目安となるよう作成したものになります。</p> <p>(子育て支援課)</p>
27	〃	行動計画には課題がたくさんあり、それらが実行できるよう、学校・地域・家族が協力し合う事が必要だと思ひます。そのためにはもっと行動計画書をみんなに知ってもらう事が必要なのではと思ひます。	<p>前期行動計画は平成17年度から作成されており、ホームページでも全て閲覧できるようになっております。</p> <p>後期行動計画についてもホームページなど活用して周知したいと考えております。</p> <p>(子育て支援課)</p>

28	児童館の設置について	働く親の悩み相談や休日も子ども遊び場等を提供するためにも必要だと思うが、学童保育との連携や共存が必要だと思う。	今後いただいた意見等参考にさせていただきます。 (子育て支援課)
29	P 7 2 信頼される学校づくり	危機管理マニュアルが作成され、教職員に配布されているのならば、学校は統一した対応をして欲しい。 先生個々でバラバラな対応をされると親として心配であり、安心できない。	危機管理マニュアルは、地域や学校の実態に応じて各学校ごとに作成しており、組織編制をした年度当初に教職員全員で共通理解を図るとともに、年間を通して活用しております。ご指摘いただいた内容につきましては、各学校に周知していきたいと考えております。 (学校教育課)



## パブリックコメントを受けて

次世代育成支援対策地域協議会  
会長 本間 光雄

市民の皆さんから寄せられたパブリックコメントに対して、次世代育成支援対策地域協議会として検討した結果は、検討結果内容に反映されています。

特に、学童保育についてのパブリックコメントが集中するという状況に対して、それぞれのクラブ代表と行政担当課が速やかに会し、問題点の洗い出しと課題についての協議を行い、解決を図るよう要請いたしました。

今回のパブリックコメントで指摘された項目をふまえ、下記の項目を今後重点課題にさせていただきます。

1. 各事業の周知についてのより効果的な方策について
2. 情報の提供や啓発活動の推進について
3. 桐生市の実情に沿った事業のあり方について
4. 子育て支援にかかる受益者の積極的な参加について
5. 行政と関係団体間の問題意識の共有について



## 桐生市次世代育成支援行動計画(後期計画)

平成22年3月発行

桐生市保健福祉部子育て支援課

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1-1

Tel.0277-46-1111(代)